

事業概要

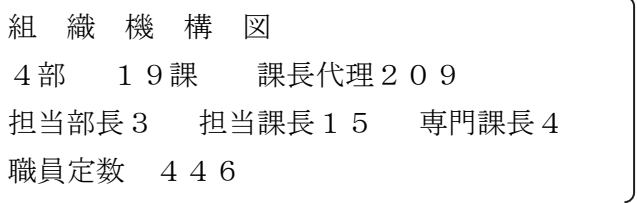
令和 7 年版



東京都財務局

$$\begin{bmatrix} 4 & 4 & 6 \end{bmatrix}$$

契約調整担当部長



目次

財務局機構図及び職員定数……………見返し

第1 組 織

- 1 課の分掌事務……………7
- 2 令和6年8月以降における
組織の改正……………28
- 3 職員配置状況……………30

第2 予算概要

- 1 令和7年度 財務局の当初予算……………33
- 2 令和7年度 各会計の予算総額……………34
 - (1) 一般会計……………34
 - (2) 用地会計……………36
 - (3) 公債費会計……………36

第3 事務事業

1 経 理 部

- (1) 概 説……………41
- (2) 契約事務……………41
- (3) 検収事務……………49
- (4) 輸送業務……………53
- (5) 研修事務……………54
- (6) 安全衛生事務……………56

2 主 計 部

- (1) 概 説……………61
- (2) 議会関係事務……………61
- (3) 財政調査事務……………61
- (4) 予算事務……………61
- (5) 公債事務……………66
- (6) 宝くじ発売事務……………73

3 財産運用部

- (1) 概 説……………77
- (2) 公有財産に関する総合調整……………77
- (3) 公有財産の有効利用……………82
- (4) 旧こどもの城の敷地の活用……………85
- (5) 普通財産の管理及び処分……………85
- (6) 評価事務……………90
- (7) 測量事務……………95
- (8) 用地等取得事務……………99
- (9) 土地収用……………100
- (10) 国有財産の管理……………101

4 建築保全部

- (1) 概 説……………105
- (2) 都有建築物の整備……………105
- (3) 技術管理事務……………110
- (4) 建築物保全事務……………114
- (5) 庁舎管理事務……………114

図表目次

〔表〕

1 経理部

第1表	令和6年度	契約実績	47
第2表	令和6年度	検査実績	50
第3表	令和7年度	研修実施計画の概要	55
第4表	令和6年度	健康診断受診実績	57

2 主計部

第5表	一般会計当初予算の推移	62
第6表	令和7年度 各会計予算額	63
第7表	令和7年度 一般会計予算	64
第8表	都債残高	67
第9表	令和6年度 都債発行額	69
第10表	令和7年度 都債予算計上額	70
第11表	東京都の外債（昭和39年以降）	71
第12表	年度別宝くじ事業実績	73

3 財産運用部

第13表	東京都公有財産の現況	78
第14表	令和6年度 東京都公有財産 管理運用委員会審議状況	80
第15表	令和6年度 財務局財産運用部長 協議状況	80
第16表	令和6年度 事前協議実績	81
第17表	令和6年度 国有財産 連絡調整事務処理状況	82
第18表	土地信託一覧	84
第19表	旧こどもの城の敷地の概要	85
第20表	財務局財産運用部所管普通財産	86
第21表	普通財産貸付状況（有償分）	87
第22表	令和6年度 普通財産処理実績	89

第23表	令和6年度 普通財産（土地）の 売払い内訳	90
第24表	令和6年度 一般競争入札（売払い） の実施結果	90
第25表	令和6年度 評価事務実績	91
第26表	令和6年度 東京都財産価格審議会 審議状況	92
第27表	基準地価格用途別対前年変動率	94
第28表	令和6年度 監視区域に係る 価格審査実績件数	95
第29表	令和6年度 測量事務実績	97
第30表	令和6年度 用地取得実績 （契約件数）	99
第31表	令和7年度 用地会計の 用地買収費	100
第32表	令和6年度 土地収用事務 処理状況	101
第33表	令和6年度 国有財産管理事務 処理状況	102

4 建築保全部

第34表	財務局見積りによる工事予算調書の 作成依頼件数	106
第35表	年度別工事執行状況	108
第36表	令和7年度 主要工事施行状況	108
第37表	年度別総合評価方式実績	112
第38表	年度別間接検査等実績	113
第39表	庁舎の概要	115
第40表	総合庁舎の現況	115
第41表	本庁舎の規模・設備一覧	117

〔 図 〕

1 経 理 部

第1図 令和6年度 契約実績の内訳……………47

第2図 年度別契約実績の推移……………48

第3図 令和6年度 検査実績の内訳……………51

第4図 年度別検査実績の推移……………52

4 建築保全部

第5図 令和6年度 工事執行状況
(財務局自局施行工事を含む。) ……107

第 1 組 組 織

1 課の分掌事務	7
2 令和 6 年 8 月以降における組織の改正	28
3 職員配置状況	30

1 課の分掌事務

経 理 部

総 務 課

- 1 局の予算、決算及び会計に関すること
（他の課に属するものを除く。）。
- 2 局の組織及び定数に関すること。
- 3 局所属職員の人事及び給与に関すること。
- 4 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 5 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 6 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 7 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 8 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 9 局事務事業の進行管理に関すること。
- 10 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 11 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 12 局事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 13 東京都公報特定調達公告版の編集発行に関すること。
- 14 契約についての制度の整備及びその運用に係る調査等に関すること。
- 15 乗用車の取得、管理及び配車に関すること。
- 16 庁有車の使用その他の管理の調整に関すること。
- 17 自動車の雇上げ及び供給に関すること。
- 18 局内他の部及び課に属しないこと。

庶 務 関 連 業 務

- 1 局の議会関係及び財政委員会に關すること。
- 2 局内部長会議、庶務担当課長会議及びその他会議に関すること。
- 3 局の広報及び広聴に関すること。
- 4 財産の管理に関すること。
- 5 庁中取締りに関すること。
- 6 災害救助に関すること。
- 7 局長の秘書事務に関すること。
- 8 局内他の部、課、関連業務に属しないこと。

文 書 関 連 業 務

- 1 文書の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 2 文書の審査に関すること。
- 3 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 4 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 5 公印及び電子署名の管守に関すること。
- 6 印刷物の登録及び図書に関すること。
- 7 未完結文書の調査及び処理促進に関すること。
- 8 その他局の文書に関すること。
- 9 東京都公報の特定調達公告版の編集発行に関すること。
- 10 東京都公報の特定調達公告版の頒布に関すること。
- 11 入札公告等に係る調整に関すること。
- 12 入札公告等に係る世界貿易機関公

用語訳の調整に関すること。

人 事 関 連 業 務

- 1 局所属職員の任免、昇格、昇給、昇任等に関すること。
- 2 局所属職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 3 局所属職員の給与及び旅費に関すること。
- 4 局所属職員の分限及び懲戒に関すること。
- 5 局所属職員の勤務成績の評定に関すること。
- 6 局所属職員の離職による諸給与の請求に関すること。
- 7 局の組織に関すること。
- 8 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 9 本庁安全衛生委員会に関すること。
- 10 局の安全衛生に関すること。
- 11 局所属職員の公務災害補償及び結核休養に関すること。
- 12 局所属職員の研修に関すること。
- 13 その他局所属職員の人事及び給与に関すること。

計 理 関 連 業 務

- 1 局の予算に関すること。
- 2 局の決算に関すること。
- 3 局の計理に関すること。
- 4 局の事務事業の進行管理に関すること。
- 5 監査事務に関すること。
- 6 局の物資の供給、不用品の売却そ

の他の契約に関すること。

- 7 局の用品配給請求に関すること。
- 8 局の物品の出納及び保管に関すること。
- 9 局所属職員の被服貸与に関すること。
- 10 その他局の用度事務に関すること。

企 画 関 連 業 務

- 1 局の事務事業の企画及び能率に関すること。
- 2 局の事務事業の管理改善及び行政改革に関すること。
- 3 局の事務事業に係る行政評価の実施に関すること。
- 4 P F I 制度を活用した事業の連絡調整に関すること。
- 5 局事務事業のデジタル関連施策及び電子化の企画、調整並びに推進に関すること。

契約調整関連業務

- 1 契約事務の指導及び相談並びに連絡調整に関すること。
- 2 契約事務に係る制度の整備に関すること。
- 3 契約事務に係る資料の収集及び整備に関すること。
- 4 契約事務に係る調査等に関すること。
- 5 電子調達システムの運用及び開発に関すること。
- 6 電子調達推進に係る調整に関すること。

輸 送 関 連 業 務

- 1 輸送業務の企画に関すること。
- 2 庁有車の取得及び使用その他の管理並びに雇上車の使用についての調整に関すること。
- 3 運転手の労務管理に関すること。
- 4 災害時の自動車の供給に関すること。
- 5 財務局所管の庁有車の点検、整備等についての調整に関すること。
- 6 財務局所管の庁有車の取得に係る車種の選定に関すること。
- 7 東京運輸支局等の連絡に関すること。
- 8 財務局所管の庁有車の配車に関すること。
- 9 財務局所管の庁有車の運転及び点検に関すること。
- 10 車庫の管理に関すること。
- 11 財務局所管の庁有車の登録、整備及び給油に関すること。
- 12 財務局所管の庁有車の事故処理に関すること。
- 13 運行管理業務委託に関すること。

契 約 第 一 課

- 1 土木工事、建築工事、設備工事等の請負契約に関すること（他の局、部、課に属するものを除く。）。
- 2 船舶の製造及び修繕の請負契約に関すること（他の局、部、課に属するものを除く。）。
- 3 地質調査、測量、設計等の委託契約に関すること（他の局、部、課に属するものを除く。）。

調 整 関 連 業 務

- 1 工事請負等の契約事務の総括に関すること。
- 2 契約内容の変更に関すること。
- 3 契約履行上の事故処理に関すること。
- 4 課内他の関連業務に属しないこと。

資 格 審 査 関 連 業 務

- 1 請負業者の資格審査に関すること。
- 2 請負業者の信用、経歴等の調査に関すること。

建 築 関 連 業 務

- 1 建築工事の請負契約に関すること。
- 2 建築工事に係る設計の委託契約に関すること。
- 3 設備工事の請負契約に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 4 設備工事に係る設計の委託契約に関すること。
- 5 東京都指名業者選定委員会に関すること。

土 木 関 連 業 務

- 1 土木工事並びに船舶の製造及び修繕の請負契約に関すること。
- 2 土木工事に係る設計の委託契約に関すること。
- 3 測量の委託契約に関すること。
- 4 設備工事の請負契約に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 5 地質調査の委託契約に関すること。
- 6 東京都指名業者選定委員会に関すること。

契 約 第 二 課

- 1 物品の買入契約に関すること（他の局、部、課に属するものを除く。）。
- 2 機械等の製造及び印刷その他の請負契約並びに委託契約に関すること（他の局、部、課に属するものを除く。）。

調 整 関 連 業 務

- 1 物品買入れ等の契約事務の総括に関すること。
- 2 物品の買入契約に関すること。
- 3 機械等の製造及び印刷その他の請負契約並びに委託契約に関すること。
- 4 契約内容の変更に关すること。
- 5 契約履行上の事故処理に関すること。
- 6 課内他の関連業務に属しないこと。

資 格 審 査 関 連 業 務

- 1 業者の資格審査に関すること。
- 2 業者の経歴、信用等の調査に関すること。
- 3 物価及び市況の調査に関すること。
- 4 業者の指名停止等に関すること。

検 収 課

- 1 工事、製造等の請負契約及び委託契約に係る検査に関すること。
- 2 物品の買入契約に係る検査に関すること。

調 整 関 連 業 務

- 1 検収制度の企画運営に関すること。
- 2 検査区分の決定に関すること。
- 3 検査事務の計画及び調整に関すること。
- 4 物品の検査に関すること。
- 5 課内他の関連業務に属しないこと。

建築検査関連業務

- 1 建築工事の検査に関すること。

土木検査関連業務

- 1 道路工事その他一般土木工事の検査に関すること。
- 2 河川工事及び橋りょう工事の検査に関すること。
- 3 港湾施設工事及び埋立工事の検査に関すること。

電気検査関連業務

- 1 設備（電気及び通信）工事の検査に関すること。

機械検査関連業務

- 1 設備（機械）工事の検査に関すること。
- 2 船舶の製造及び修繕の検査に関すること。
- 3 機械器具の検査に関すること。
- 4 車両及び内燃機関の検査に関すること。

主 計 部

議 案 課

- 1 都議会及び議会局に関すること。
- 2 都議会議員に関すること。
- 3 部内他課に属しないこと。

議 案 関 連 業 務

- 1 都議会の招集、議案の調製及び議決事項に関すること。
- 2 都議会議員に関すること。
- 3 部内他の課及び関連業務に属しないこと。

いこと。

事務関連業務

- 1 議会局に関すること。
- 2 陳情、請願に関すること。
- 3 経理事務等に関すること。

財政課

- 1 予算の総括に関すること。
- 2 財政制度及び財政計画に関すること。
- 3 財政調査及び財政報告に関すること。
- 4 税外収入（都税に係るものを除く。）の調整に関すること。
- 5 地方交付税に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 6 都の財政状況の公表等に関すること。
- 7 政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価の実施に関すること。

予算総括関連業務

- 1 予算の総括に関すること。
- 2 財政計画に関すること。
- 3 課内他の関連業務に属しないこと。

財政制度総括関連業務

- 1 財政制度に関すること。
- 2 財政報告に関すること。

財政関連業務

- 1 財政調査に関すること。
- 2 地方交付税に関すること。
- 3 税外収入の調整に関すること。
- 4 公会計制度改革に関すること。
- 5 政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価に関すること。
- 6 債権管理の調整に関すること。
- 7 地方公営企業の設置及び経営の基

本に関すること。

予算第一課

- 1 政策企画局、総務局、財務局、デジタルサービス局、生活文化局、会計管理局、都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、教育庁、警視庁、東京消防庁及び議会局の予算の調製、配当及び執行監督に関すること。

予算関連業務

- 1 予算の調製、配当及び執行監督に関すること。
- 2 課内の庶務に関すること。

予算第二課

- 1 子供政策連携室、主税局、環境局、福祉局、保健医療局、中央卸売市場、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局の予算の調製、配当及び執行監督に関すること。
- 2 交通局、水道局及び下水道局の予算の調製及び執行調整に関すること。

予算関連業務

- 1 予算の調製、配当及び執行監督に関すること。
- 2 予算の調製及び執行調整に関すること。
- 3 課内の庶務に関すること。

予算第三課

- 1 都市整備局、産業労働局、建設局、港湾局、住宅政策本部、スタートアップ戦略推進本部、労働委員会事務局及び収用委員会事務局の予算の調製、配当及び執行監督に関すること。

予 算 関 連 業 務

- 1 予算の調製、配当及び執行監督に関すること。
- 2 課内の庶務に関すること。

公 債 課

- 1 都債に関すること。
- 2 民間資金利用の調整に関すること。
- 3 宝くじの発行に関すること。

計画管理関連業務

- 1 都債の企画に関すること。
- 2 公募債の発行並びに非公募債の発行及び借入れに関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 3 民間資金利用の調整に関すること。
- 4 都債の管理に関すること。
- 5 都債の償還に関すること。
- 6 課内他の関連業務に属しないこと。

起 債 関 連 業 務

- 1 一般会計、特別会計及び公営企業会計の起債に係る届出等に関すること。
- 2 政府資金及び政府関係金融機関からの借入れに関すること。

外 債 関 連 業 務

- 1 外貨債の発行に関すること。
- 2 グリーン・ブルーボンド等外部折衝業務に関すること。

宝くじ関連業務

- 1 宝くじの発行に関すること。
- 2 全国自治宝くじ事務協議会に関すること。

財 産 運 用 部

管 理 課

- 1 公有財産及び国有財産についての火災保険及び建物共済に関すること。
- 2 有価証券の管理及び処分に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 3 土地収用に関すること。
- 4 事業用不動産の取得に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 5 普通財産の貸付料（権利金を含む。）、売払代金等の徴収に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 6 国有財産（国土交通省所管のものに限る。）の管理に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 7 国有財産（国土交通省所管のものに限る。）の譲与に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 8 評価算定事務についての調整に関すること。
- 9 地価公示に関すること。
- 10 国土利用計画法に基づく基準地の設定及び調査に関すること。
- 11 土地、建物及び借地権等の評価に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。
- 12 建物その他物件の移転除却に伴う補償料に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 13 土地の測量に関すること（他の局に属するものを除く。）。

14 13の測量に係る公共用地等の境界確定
に關すること。

15 部内他の課に屬しないこと。

管 理 関 連 業 務

- 1 公有財産及び国有財産（国土交通
省所管のものに限る。以下管理関連
業務において同じ。）についての火
災保険並びに建物共済に關すること。
- 2 有価証券の管理及び処分に關する
こと。
- 3 土地収用法に基づく立入許可、事
業認定、あつせん及び代執行に關す
ること。
- 4 土地収用法に基づく事業認定申請
書の公告及び縦覧の代行並びに裁決
申請書の縦覧の代行に關すること。
- 5 公共用地の取得に關する特別措置
法に基づく事業説明に係る事項、特定
公共事業認定申請書の公告及び縦覧
の代行、裁決申請書の縦覧の代行並
びに生活再建計画の作成に關すること。
- 6 所有者不明土地の利用の円滑化等
に關する特別措置法に基づく土地収
用法の特例の裁定及び土地所有者等
関連情報の提供に關すること。
- 7 事業用不動産の取得等に伴う経費
に關すること。
- 8 用地會計の管理に關すること。
- 9 財産運用部の予算及び決算に關す
ること。
- 10 国有財産の管理事務に關する企画、
調査及び指導に關すること。

- 11 国有財産の交換、寄付受納、譲与
及び所管換に關すること。
- 12 国有財産の用途廃止、用途変更及
び使用承認に關すること。
- 13 国有財産の編入同意に關すること。
- 14 国有財産に關する訴訟、和解等紛争
處理に關すること。
- 15 14の紛争處理に係る調査及び資料の
収集に關すること。
- 16 国有財産の譲与及び事務の移管に
關すること。
- 17 事業用不動産の買入れ、交換等に
關すること。
- 18 事業用不動産の取得についての調
査及び資料の収集に關すること。
- 19 普通財産の貸付料（権利金及び敷
金を含む。）及び売払代金の徴収に
關すること。
- 20 有価証券の償還金、配当及び利子
の徴収に關すること。
- 21 土地収用法に基づく代執行の費用
の徴収に關すること。
- 22 承諾料、契約違約金その他の収入
の徴収に關すること。
- 23 19から22までの滞納整理及び強制
執行に關すること。
- 24 都有施設等総合管理方針に關する
こと。
- 25 部内他の課及び関連業務に屬しな
いこと。

地価調査事務関連業務

- 1 評価の事務計画及び連絡調整に關

すること。

- 2 測量の事務計画及び連絡調整に関するすること。
- 3 東京都財産価格審議会に関すること。
- 4 地価公示に関すること。
- 5 国土利用計画法に基づく基準地の設定及び調査に関すること。
- 6 東京都地価動向調査委員会に関すること。
- 7 国土利用計画法に基づく監視区域（小笠原村）における土地及び建物その他の価格審査指導調整事務に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。)
- 8 7の価格審査に係る第三者鑑定に関すること。

評価関連業務

- 1 土地、借地権、耕作権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利の評価及び使用料等の算定に関すること。
- 2 土地、借地権等の評価についての指導及び調整に関すること。
- 3 建物、工作物その他物件の評価並びに移転除却に伴う補償料の算定及びその調整に関すること。
- 4 国土利用計画法に基づく監視区域（小笠原村）における土地の価格審査指導調整事務に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。)
- 5 国土利用計画法に基づく監視区域（小笠原村）における建物その他の価格審査指導調整事務に関すること

（他の関連業務に属するものを除く。）。)

- 6 東京都損失補償基準に関すること。

測量関連業務

- 1 土地の測量に係る技術指導及び調整等に関すること。
- 2 土地の測量に関すること。
- 3 2の測量に係る公共用地等の境界確定に関すること。

総合調整課

- 1 公有財産の取得、管理及び処分についての総合調整に関すること。
- 2 公有財産についての制度の整備に関すること。
- 3 公有財産の運用並びに利活用に係る企画、調整及び総合計画に関すること。
- 4 公有財産の有効活用についての支援に関すること。
- 5 国有財産の譲受け、借受け等についての連絡調整に関すること。
- 6 行政財産等の実態調査に関すること。
- 7 実態調査の結果等に基づく適正管理及び有効活用の推進に関すること。
- 8 旧国立総合児童センターに関すること（他の局に属するものを除く。）。)

調整事務関連業務

- 1 公有財産の運用に係る総合調整の総括に関すること。
- 2 土地信託に関すること。
- 3 土地信託受託者選定委員会に関すること。
- 4 神宮前都有地の活用に係る調整に

関すること（他の課に属するものを除く。）。
5 課内他の関連業務に属しないこと。

計画推進関連業務

- 1 公有財産の取得、管理及び処分についての総合調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
2 公有財産の利活用に係る企画、調整、支援及び総合計画に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
3 総合計画の総括に関すること。
4 都有地活用推進本部の運営に関すること。
5 公営企業局との連絡折衝に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
6 新しい利活用手法の検討に関すること。
7 行政財産（各局所管普通財産を含む。）の有効利用の促進に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
8 財産管理業務の指導に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
9 国有財産の取得等に係る計画の調整及び調査に関すること。
10 国有財産関東地方審議会の連絡調整に関すること。
11 国有財産の譲受け、借受け、交換等に係る国及び各局との連絡調整に

関すること。

- 12 廃川敷地の譲与申請に関すること。

調整関連業務

- 1 公有財産の取得、管理及び処分についての総合調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
2 公有財産の運用に係る企画及び調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
3 行政財産（各局所管普通財産を含む。）の調査に係る計画の策定及び進行管理に関すること。
4 行政財産（各局所管普通財産を含む。）の実態調査等の実施に関すること。
5 行政財産（各局所管普通財産を含む。）の管理の適正化及び有効利用の促進に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
6 財産管理業務の指導に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
7 公営企業局との連絡折衝に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
8 公有財産の取得、管理及び処分に係る制度の整備並びに調査研究に関すること。

制度企画関連業務

- 1 公有財産の取得、管理及び処分についての総合調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
2 公有財産の取得、管理及び処分に係る制度の整備並びに調査研究に関すること。

- 3 東京都公有財産管理運用委員会に
関すること。
- 4 公有財産の利活用促進手法に
関する企画及び調整に
関すること。
- 5 知的財産の調査及び研究に
関すること。
- 6 知的財産の調査に係る措置要
求に
関すること。
- 7 知的財産の取得、管理及び
処分に
係る制度の整備に
関すること。
- 8 東京都職務発明審査会に
関すること。
- 9 財産情報システムの運用及
び改善
に
関すること。
- 10 公有財産の現在額の把握
及び資料の
収集整備に
関すること。
- 11 公有財産表の作成等に
関すること。
- 12 財務会計システムとの連
携調整に
関すること。
- 13 財産情報システムの再構
築に
関すること。

旧国立総合児童センター関連業務

- 1 旧国立総合児童センター
の活用に
関すること（他の関連業
務に属するものを除く。）。

活用促進課

- 1 普通財産の管理及び処
分に
関すること（他の局、部
及び課に属するものを除く。）。
- 2 普通財産の管理の適正
化及び処理の推
進に
関すること（他の局に属
するものを除く。）。
- 3 用途指定処分財産等に
係る調査に
関すること。

- 4 所有地及び譲受予定所有地等に
係る実
態調査及びその結果に
基づく措置に
関すること。
- 5 売却等利活用予定の普通
財産の評
価に
関すること（他の局に属
するものを除く。）。

管理運用関連業務

- 1 普通財産の管理に
関すること（他の関連
業務に属するものを除く。）。
- 2 用途指定処分財産等の
調査に
関すること（他の関連業
務に属するものを除く。）。
- 3 普通財産の所管換及び
貸付け等
に
関すること（他の関連業
務に属するものを除く。）。
- 4 普通財産の引継ぎ等に
係る調
整に
関すること。
- 5 建物及び工作物の取壊
しに
関すること（他の関連業
務に属するものを除く。）。
- 6 長期貸付財産の処分計
画の策定
及び
処理促進に
関すること。
- 7 長期貸付財産の処分に
関すること。
- 8 長期貸付財産の貸付料
の改定に
関すること。
- 9 民間地代の調査に
関すること。
- 10 課内他の関連業務に属
さないこと。

活用促進関連業務

- 1 売却等計画の策定及び
進行管理
に
関すること。
- 2 用途指定処分財産等の
調査に
関すること（他の関連業
務に属するものを除く。）。

建 築 保 全 部

工 務 課

- 1 建築物及び建築設備並びにこれらの附帯施設等（以下「建築物等」という。）の工事（他の局が執行するものを除く。）に係る進行促進及び連絡調整に関すること。
- 2 建築物等の計画的保全に係る調整に関すること。
- 3 建築物等の保全に係る企画、調整、指導及び支援に関すること。
- 4 都有施設のH T T推進に係る連絡調整及び技術的支援に関すること。
- 5 施設整備計画書に係る調整に関すること。
- 6 主要施設10か年維持更新計画に係る進行管理に関すること。
- 7 部内他の課に属しないこと。

管 理 関 連 業 務

- 1 建築物等の工事（他の局が執行するものを除く。）（以下「財務工事」という。）に係る連絡に関すること。
- 2 財務工事に係る照復文書の処理に関すること。
- 3 部内他の課及び関連業務に属しないこと。

調 整 関 連 業 務

- 1 財務工事の工事費についての調整及び精算に関すること。
- 2 建築保全部の予算及び決算並びに監査との連絡に関すること。
- 3 財務工事の進行促進に関すること。

を除く。）。

- 3 普通財産の貸付け、交換、譲与及び売払い等に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 4 売払い等利活用予定の普通財産の評価に関すること。
- 5 建物及び工作物の取壊しに関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

処理推進関連業務

- 1 普通財産（法的措置等を要するものに限る。以下処理推進関連業務において同じ。）の処分計画の策定及び処理促進に関すること。
- 2 普通財産の管理に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 3 普通財産の管理の適正化及びこれに伴う所管換、貸付け、交換、譲与及び売払い等に関すること。
- 4 普通財産の管理の適正化に必要な訴訟手続の準備及び強制執行に関すること。
- 5 普通財産に付帯する建物及び工作物の取壊しに関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 6 都有地及び譲受予定国有地等に係る実態調査並びに情報の収集に関すること。
- 7 実態調査の結果に基づく財産の引継ぎ等を求めること。

- 4 財務工事の年間計画表の作成に関すること。
- 5 契約締結請求に関すること。
- 6 財務工事に係る施設の引継ぎに関すること。
- 7 営繕年報の作成に関すること。
- 8 財務局設計変更検討委員会に関すること。

保 全 関 連 業 務

- 1 東京都建築物等保全規程に関すること。
- 2 建築物等の計画的保全に係る制度の整備に関すること。
- 3 建築物等の計画的保全に係る総括に関すること。
- 4 建築物等の保全に係る基準に関すること。
- 5 東京都維持保全業務標準仕様書に関すること。
- 6 建築物等の保全に係る積算及び単価に関すること。
- 7 建築物等の保全に係る関係法令の適用に関すること。
- 8 建築物等の保全に関する技術の標準化及び調整並びに調査及び研究に関すること。
- 9 計画的な保全業務の支援並びに保全業務支援システムの運用及び管理に関すること。
- 10 建物維持保全業務の技術的指導及び支援並びに情報提供に関すること。
- 11 保全コールセンターの運営に関す

ること。

- 12 既存施設の保全に係る情報の収集及び管理に関すること。
- 13 東京都建築物等保全情報連絡協議会に関すること。
- 14 建築物等の保全の技術に係る連絡調整に関すること。

施設整備計画関連業務

- 1 各局事業の企画構想段階に係る調整及び技術的調査並びに評価に関すること。
- 2 都有施設のH T T推進に係る連絡調整及び技術的支援に関すること。
- 3 施設整備計画の総括に関すること。
- 4 施設整備計画書の処理に係る調整及び技術的調査及び評価に関すること。
- 5 主要施設 10 か年維持更新計画に係る進行管理及び連絡調整に関すること。
- 6 事業評価（施設整備及びP P P官民連携）に係る技術的所見に関すること。
- 7 基本計画策定の条件整理に係る庁内調整及び技術的調査に関すること。
- 8 政策連携に係る連絡調整及び技術的支援に関すること。

技 術 管 理 課

- 1 工事の技術の標準化に係る総合調整に関すること。
- 2 建築物等の工事の技術に係る標準化及び調整に関すること。

3 建築物等の工事の技術に係る調査及び研究に関すること。

4 建築物等の工事についての資料の収集及び整備に関すること。

5 建築物等の工事に係るコスト管理に関すること。

建築技術関連業務

1 東京都工事施行規程に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

2 東京都工事標準仕様書に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

3 建築物等に係る関係法令の適用に関すること。

4 東京都工事関係基準協議会に関すること。

5 東京都公共工事契約問題連絡協議会に関すること。

6 東京都公共施設等コスト管理情報連絡会に関すること。

7 東京都工事等成績評定苦情等検討委員会に関すること。

8 建築工事の基準に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

9 建築工事の積算に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

10 建築工事の標準単価に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

11 建築構造に関すること。

12 建築工事の請負契約及び設計等の

委託契約の検査に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

13 建築工事（耐震補強工事を含む。）の技術に係る調査及び研究に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

14 耐震診断に関する企画及び調整に関すること。

15 耐震補強工事の基準、積算及び仕様書に関すること。

16 東京都建築協議会に関すること。

17 建築物応急危険度判定に関すること。

18 建築物等の整備指針に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

19 建築工事の技術に係る連絡調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

20 建築物等の工事のコスト管理に係る基準に関すること。

21 建築物等の工事の統計その他資料の収集及び整備並びにコスト管理に係る調査及び研究に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

22 財務工事のバリューエンジニアリング（以下「V E」という。）及び総合評価方式の実施（他の課に属するものを除く。）に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

23 財務工事の設計プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）及び総合評価方式の実施（他の課に属す

るものを除く。）に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 24 建築技術革新支援事業に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 25 課内他の関連業務に属しないこと。

土木技術関連業務

- 1 土木工事に係る東京都工事標準仕様書に關すること。
- 2 東京都工事施行規程に係る土木技術に關すること。
- 3 土木工事の基準に關すること。
- 4 土木工事の積算に關すること。
- 5 土木工事の請負契約及び設計等の委託契約の檢査に關すること。
- 6 土木工事の技術に係る調査及び研究に關すること。
- 7 建築物等の整備指針に係る技術的基準に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 8 土木工事の技術に係る関係機関との連絡調整に關すること。
- 9 土木工事の統計その他資料の収集及び整備並びにコスト管理に係る調査及び研究に關すること。
- 10 財務工事のうち土木工事のVE及びプロポーザルの実施（他の課に属するものを除く。）に關すること。
- 11 工事安全の取組に關すること。

機械技術関連業務

- 1 機械設備工事に係る東京都工事標準仕様書に關すること。

- 2 東京都工事施行規程に係る機械技術に關すること。

- 3 機械設備工事の基準に關すること。

- 4 機械設備工事の積算に關すること。

- 5 機械設備工事の標準単価に關すること。

- 6 機械設備工事の請負契約及び設計等の委託契約の檢査に關すること。

- 7 機械設備工事の技術に係る調査及び研究に關すること。

- 8 建築物等の整備指針に係る技術的基準に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 9 機械設備工事の技術に係る連絡調整に關すること。

- 10 環境対策技術に關すること。

- 11 機械設備工事の統計その他資料の収集及び整備並びにコスト管理に係る調査及び研究に關すること。

- 12 財務工事のうち機械設備工事のVE及びプロポーザルの実施（他の課に属するものを除く。）に關すること。

- 13 建築技術革新支援事業に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

電気技術関連業務

- 1 電気設備工事に係る東京都工事標準仕様書に關すること。

- 2 東京都工事施行規程に係る電気技術に關すること。

- 3 電気設備工事の基準に關すること。

- 4 電気設備工事の積算に關すること。

- 5 電気設備工事の標準単価に関する
こと。
- 6 電気設備工事の請負契約及び設計
等の委託契約の検査に関すること。
- 7 電気設備工事の技術に係る調査及
び研究に関すること。
- 8 建築物等の整備指針に係る技術的
基準に関すること（他の関連業務に
属するものを除く。）。
- 9 電気設備工事の技術に係る連絡調
整に関すること。
- 10 電気設備工事の統計その他資料の
収集及び整備並びにコスト管理に係
る調査及び研究に関すること。
- 11 財務工事のうち電気設備工事のV E
及びプロポーザルの実施（他の課に
属するものを除く。）に関すること。
- 12 建築技術革新支援事業に関するこ
と（他の関連業務に属するものを除
く。）。
- 13 設計支援システムの運用に関する
こと。
- 14 電気設備工事の自主検査に関する
こと。

庁 舎 管 理 課

- 1 本庁舎等の活用に係る総合的な企画及
び調整に関すること。
- 2 本庁舎等の管理に関すること（他の局
に属するものを除く。）。
- 3 電話交換業務及び電話による都政情報
の提供に関すること。
- 4 庁内の案内及び見学に関すること。

- 5 展望室、都民広場、都民ホール等の利
用管理、運営及びその総合的な調整に
関すること。

庁舎事務関連業務

- 1 本庁舎等の管理に係る連絡調整に
関すること。
- 2 本庁舎の省エネルギー及びごみの
リサイクルの推進並びに清掃に関す
ること。
- 3 交換台の運営に関すること。
- 4 課内他の関連業務に属しないこと。

庁舎運用関連業務

- 1 本庁舎、飯田橋庁舎、総合庁舎（建
設を含む。）及び借上庁舎の財産管
理に関すること。
- 2 本庁舎等の使用許可及び使用承認
に関すること。
- 3 本庁舎利用カード、庁舎管理関連
の組織カード及びマスターカードの
発行並びに管理に関すること。
- 4 本庁舎のサインに関すること。
- 5 アートワークの管理に関すること。
- 6 本庁舎等の活用に係る企画及び調
整に関すること。
- 7 本庁舎の管理運営に係る基準の整
備に関すること。
- 8 庁内の案内及び見学に関すること。
- 9 展望室、都民広場、都民ホール等
の利用管理及びその総合的な調整に
関すること。
- 10 会議室の管理に関すること。
- 11 駐車場の管理運営に関すること。

庁舎整備課

- 1 本庁舎（附帯設備を含む。この項において、以下同じ。）の運営及び保守に關すること（他の局及び課に属するものを除く。）。
- 2 本庁舎の保全計画に關すること。
- 3 本庁舎の増築、改築、修繕等に關すること（他の課に属するものを除く。）。

建築関連業務

- 1 本庁舎の設備更新等に係る進行管理及び総括に關すること。
- 2 本庁舎の設備更新等に係る連絡調整に關すること。
- 3 本庁舎の保全に係る計画（以下「保全計画」という。）の策定等に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 4 本庁舎の設備更新等に係る設計及び工事に關すること（建築関連業務に属するものに限る。）。
- 5 本庁舎の建築物等の運営及び保守に係る連絡調整に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 6 本庁舎の工事及び修繕に係る連絡調整に關すること。
- 7 本庁舎の内外装、建具及び外構等の予防保全並びに保全計画に係る調査及び技術的検討に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 8 本庁舎の内外装、建具及び外構等の運営及び保守に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 9 本庁舎の内外装、建具及び外構等の工事並びに修繕に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 10 本庁舎の内外装、建具及び外構等に係る省エネルギー並びに地球温暖化対策に關すること。
- 11 7から10までに係るビルマネージメントシステムの運用に關すること。
- 12 本庁舎の建物管理業務委託に係る連絡調整に關すること。
- 13 東京都建築物等保全情報連絡協議会に係る連絡調整に關すること（都庁舎に關するものに限る。）。

電気関連業務

- 1 本庁舎の電気、防災及び昇降設備の予防保全並びに保全計画に係る調査及び技術的検討に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 2 本庁舎の電気、防災及び昇降設備の運営並びに保守に關すること。
- 3 本庁舎の電気、防災及び昇降設備の工事並びに修繕に關すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 4 本庁舎の電気、防災及び昇降設備に係る省エネルギー並びに地球温暖化対策に關すること。
- 5 本庁舎の設備に係る防災対策に關すること。
- 6 1から5までに係るビルマネージメントシステムの運用に關すること。
- 7 本庁舎の自家用電気工作物に係る保安規程に關すること。

- 機械関連業務

ること（機械関連業務に属するものに限る。）。

- 9 本庁舎の設備更新等に係る設計及び工事に関すること（機械関連業務に属するものに限る。）。

庁舎調整関連業務

- 1 本庁舎の設備更新等に係る進行管理及び総括に関すること。
- 2 本庁舎の設備更新等に係る連絡調整に関すること。
- 3 本庁舎の保全計画の策定等に関すること（庁舎調整関連業務に属するものに限る。）。
- 4 本庁舎の使用割当及びレイアウト管理事務に関すること。
- 5 本庁舎における再生可能エネルギーの利用及び創出に係る事務に関すること。
- 6 課内他の関連業務に属しないこと。

施設整備第一課

- 1 建築物等の工事（他の局が執行するものを除く。）に係る設計及び監督に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 2 建築物等の工事（他の局が執行するものに限る。）の施行に係る技術的支援に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 3 建築物等の整備計画等に係る調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。

建築関連業務

- 1 財務工事の進行管理に関すること。
- 2 工事台帳に関すること。
- 3 営繕工事費の支払事務に関すること。

- 4 建築工事に係る設計及び監督に関すること。

- 5 建築工事に係る施設整備計画書（工事予算調書）の作成に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 6 耐震診断の実施に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 7 4の工事に係るVE及びレビューの実施に関すること。

- 8 民間活力を活用した事業に係る技術支援に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 9 機械設備工事等との連絡調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 10 起工に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 11 引継施設の契約不適合等の調査に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 12 建築工事（他の局が執行するものに限る。）に係る設計、監督等の支援に関すること。

- 13 資料の収集及び整備に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

- 14 課内他の関連業務に属しないこと。

土木関連業務

- 1 土木工事に係る設計及び監督に関すること。

- 2 土木工事に係る施設整備計画書（工

事予算調書）の作成に関すること。

3 耐震診断の実施に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

4 1の工事に係るV Eの実施に関すること。

5 建築工事等との連絡調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

6 起工に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

7 引継土木施設の契約不適合等の調査に関すること。

8 土木工事（他の局が執行するものに限る。）に係る設計、監督等の支援に関すること。

9 資料の収集及び整備に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

機 械 関 連 業 務

1 機械設備工事に係る設計及び監督に関すること。

2 機械設備工事に係る施設整備計画書（工事予算調書）の作成に関すること。

3 耐震診断の実施に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

4 1の工事に係るV E及びレビューの実施に関すること。

5 建築工事等との連絡調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

6 起工に関すること（他の関連業務

に属するものを除く。）。

7 引継施設の機械設備に係る契約不適合等の調査に関すること。

8 機械設備工事（他の局が執行するものに限る。）に係る設計、監督等の支援に関すること。

9 資料の収集及び整備に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

電 気 関 連 業 務

1 電気設備工事に係る設計及び監督に関すること。

2 電気設備工事に係る施設整備計画書（工事予算調書）の作成に関すること。

3 耐震診断の実施に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

4 1の工事に係るV E及びレビューの実施に関すること。

5 建築工事等との連絡調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

6 起工に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

7 引継施設の電気設備に係る契約不適合等の調査に関すること。

8 電気設備工事（他の局が執行するものに限る。）に係る設計、監督等の支援に関すること。

9 資料の収集及び整備に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

施設整備第二課

- 1 建築物等の工事（他の局が執行するものを除く。）に係る設計及び監督に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 2 建築物等の工事（他の局が執行するものに限る。）の施行に係る技術的支援に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 3 建築物等の整備計画等に係る調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。

建築関連業務

- 1 財務工事の進行管理に関すること。
- 2 工事台帳に関すること。
- 3 営繕工事費の支払事務に関すること。
- 4 建築工事に係る設計及び監督に関すること。
- 5 建築工事に係る施設整備計画書（工事予算調書）の作成に関すること。
- 6 耐震診断の実施に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 7 4の工事に係るVEの実施に関すること。
- 8 民間活力を活用した事業に係る建築工事の技術支援に関すること。
- 9 機械設備工事等との連絡調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 10 起工に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 11 引継施設の契約不適合等の調査に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 12 建築工事（他の局が執行するもの

に限る。）に係る設計、監督等の支援に関すること。

- 13 資料の収集及び整備に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 14 課内他の関連業務に属しないこと。

機械関連業務

- 1 機械設備工事に係る設計及び監督に関すること。
- 2 機械設備工事に係る施設整備計画書（工事予算調書）の作成に関すること。
- 3 耐震診断の実施に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 4 1の工事に係るVEの実施に関すること。
- 5 民間活力を活用した事業に係る機械設備工事の技術支援に関すること。
- 6 建築工事等との連絡調整に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 7 起工に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。
- 8 引継施設の機械設備に係る契約不適合等の調査に関すること。
- 9 機械設備工事（他の局が執行するものに限る。）に係る設計、監督等の支援に関すること。
- 10 資料の収集及び整備に関すること（他の関連業務に属するものを除く。）。

電気関連業務

- 1 電気設備工事に係る設計及び監督
に關すること。
- 2 電気設備工事に係る施設整備計画
書（工事予算調書）の作成に關する
こと。
- 3 耐震診断の実施に關すること（他
の關連業務に属するものを除く。）。
- 4 1の工事に係るVEの実施に關す
ること。
- 5 民間活力を活用した事業に係る電
気設備工事の技術支援に關すること。
- 6 建築工事等との連絡調整に關する
こと（他の關連業務に属するものを
除く。）。
- 7 起工に關すること（他の關連業務
に属するものを除く。）。
- 8 引継施設の電気設備に係る契約不
適合等の調査に關すること。
- 9 電気設備工事（他の局が執行する
ものに限る。）に係る設計、監督等
の支援に關すること。
- 10 資料の収集及び整備に關すること
（他の關連業務に属するものを除
く。）。

2 令和6年8月以降における組織の改正

(1) 令和7年4月1日付改正

ア 職の設置及び廃止

(ア) 庁舎調整担当課長の設置

都庁舎周辺整備、特別高圧・高圧電気設備改修工事調整を担当する庁舎調整担当課長を設置した。

(イ) 移転調整担当課長の廃止

都庁舎改修プロジェクト終了により、移転調整担当課長を廃止した。

(ウ) 営繕建築専門課長の設置

建築物等の設計及び監督業務への専門的な助言・指導対応を担当する営繕建築専門課長を設置した。

設置及び廃止した職

	部	設置	廃止
設置	建築保全部	建築保全部庁舎調整担当課長 建築保全部営繕建築専門課長②	建築保全部移転調整担当課長

イ 課長代理の設置及び廃止

(ア) 経理部総務課では、業務の見直し・効率化を促進するための人員措置により、表のとおり、課長代理を設置した。

(イ) 建築保全部庁舎整備課では、中期保全計画にもとづく都庁舎改修・都庁舎周辺整備などへの対応に伴う庁舎整備課再編により、表のとおり、課長代理を設置した。

また、都庁舎改修プロジェクト終了、都庁舎改修・都庁舎周辺整備などへの対応に伴う庁舎整備課再編により、表のとおり、課長代理を廃止した。

設置及び廃止した課長代理

部	課	設置	廃止
経理部	総務課	課長代理（契約調整担当）	—
建築保全部	庁舎整備課	課長代理（庁舎調整担当）⑤、 課長代理（建築総括担当）、	課長代理（庁舎改修総括担当）、

		課長代理（建築担当）、 課長代理（電気総括担当）、 課長代理（電気担当）⑥、 課長代理（機械総括担当）、 課長代理（機械担当）②	課長代理（調整担当）②、 課長代理（移転調整担当）②、 課長代理（庁舎調整担当）、 課長代理（庁舎改修担当）③、 課長代理（庁舎建築担当）、 課長代理（システム担当）、 課長代理（庁舎電気担当）、 課長代理（防災設備担当）、 課長代理（通信基盤担当）、 課長代理（庁舎機械担当）
--	--	--	--

3 職員配置状況

職員配置状況表

(令和7年8月1日現在)

所 属		現 員	事務系	一般技術系				技能系
			事 務	土 木	建 築	機 械	電 気	自 動 車 運 転
部	課							
経 理 部	総 務 課	62	47	1	2			12
	契 約 第 一 課	14	14					
	契 約 第 二 課	13	13					
	検 収 課	21	4	5	5	4	3	
	計	110	78	6	7	4	3	12
主 計 部	議 案 課	9	9					
	財 政 課	35	35					
	予 算 第 一 課	9	9					
	予 算 第 二 課	9	9					
	予 算 第 三 課	9	9					
	公 債 課	14	14					
	計	85	85					
財 産 運 用 部	管 理 課	40	31	7	1			1
	総 合 調 整 課	39	34		3	1	1	
	活 用 促 進 課	19	19					
	計	98	84	7	4	1	1	1
建 築 保 全 部	工 務 課	30	11		12	4	2	1
	技 術 管 理 課	23	2	3	10	4	4	
	庁 舎 管 理 課	10	10					
	庁 舎 整 備 課	39	7		10	7	15	
	施 設 整 備 第 一 課	49	3	3	21	10	12	
	施 設 整 備 第 二 課	36	2		18	9	7	
	計	187	35	6	71	34	40	1
合 計		480	282	19	82	39	44	14

第2 予算概要

1 令和7年度 財務局の当初予算	33
2 令和7年度 各会計の予算総額	34
(1) 一般会計	34
(2) 用地会計	36
(3) 公債費会計	36

1 令和7年度 財務局の当初予算

(1) 歳 入

(単位：千円)

区 分	7 年 度	6 年 度	増 (△) 減	増 減 率
一 般 会 計	469,546,958	526,031,559	△ 56,484,601	% △ 10.7
用 地 会 計	13,782,000	13,886,000	△ 104,000	△ 0.7
公 債 費 会 計	1,260,519,000	1,115,916,000	144,603,000	13.0
計	1,743,847,958	1,655,833,559	88,014,399	5.3

(注) 一般会計には、一般財源である地方特例交付金6,199,551千円を含む。

(2) 歳 出

(単位：千円)

区 分	7 年 度	6 年 度	増 (△) 減	増 減 率
一 般 会 計	533,083,000	560,686,000	△ 27,603,000	% △ 4.9
用 地 会 計	13,782,000	13,886,000	△ 104,000	△ 0.7
公 債 費 会 計	1,260,519,000	1,115,916,000	144,603,000	13.0
計	1,807,384,000	1,690,488,000	116,896,000	6.9

2 令和7年度 各会計の予算総額

(1) 一般会計

(単位：千円)

主管部	事 項	歳 出				歳 入		差 引 一 般 財 源 充 当 額
		科 目	人件費	事業費	計	科 目	金 額	
経 理 部	管 理 事 務	総 務 費	877,258	1,488,681	2,365,939	使 用 料 及 手 数 料	100	2,243,203
						繰 入 金	122,048	
						諸 収 入	588	
						計	122,736	
	災 害 対 策	総 務 費	-	1,000	1,000	—	-	1,000
	計	総 務 費	877,258	1,489,681	2,366,939	計	122,736	2,244,203
主 計	管 理 事 務	総 務 費	678,633	535,428	1,214,061	国庫支出金	373	1,204,195
						諸 収 入	9,493	
						計	9,866	
	公 債 費	公 債 費	-	287,136,000	287,136,000	—	-	287,136,000
	財 政 調 整 基 金 積 立 金	諸支出金	-	26,211,322	26,211,322	—	-	26,211,322
	社会資本等整備 基 金 積 立 金	諸支出金	-	2,660,000	2,660,000	財 産 収 入	2,660,000	-
	他 会 計 支 出 金	諸支出金	-	190,140,000	190,140,000	—	-	190,140,000
	過 誤 納 還 付 金	諸支出金	-	3,000	3,000	—	-	3,000
	予 備 費	予 備 費	-	5,000,000	5,000,000	—	-	5,000,000
	特 定 財 源 充 当 歳 入	—	-	-	-	特別交付金	3,088,486	△ 3,088,486
部						国庫支出金	183,803	△ 183,803
						繰 入 金	382,110,050	△ 382,110,050
						諸 収 入	60,376,500	△ 60,376,500
						計	445,758,839	△ 445,758,839
	一 般 歳 入	—	-	-	-	繰 越 金	1,000	△ 1,000
		総 務 費	678,633	535,428	1,214,061	特別交付金	3,088,486	63,934,678
		公 債 費	-	287,136,000	287,136,000	国庫支出金	184,176	
		諸支出金	-	219,014,322	219,014,322	財 産 収 入	2,660,000	
		予 備 費	-	5,000,000	5,000,000	繰 入 金	382,110,050	
	計					諸 収 入	60,385,993	
						繰 越 金	1,000	
		計	678,633	511,685,750	512,364,383	計	448,429,705	

予算概要

(単位：千円)

主管部	事 項	歳 出				歳 入		差 引 一 般 財 源 充 当 額
		科 目	人件費	事業費	計	科 目	金 額	
財産運用部	財産運用事務 及び土地等売却	諸支出金	799,674	1,088,004	1,887,678	使用料及 手数料	559	△ 4,705,908
						財産収入	6,501,383	
						諸収入	91,644	
						計	6,593,586	
建築保全部	建築保全事務 及び庁舎の維持 補修事務	総務費	1,516,213	6,369,660	7,885,873	使用料及 手数料	44,459	7,262,620
						繰入金	24,486	
						諸収入	554,308	
						計	623,253	
	本庁舎の 整備保全	総務費	-	8,578,127	8,578,127	使用料及 手数料	1,077,933	1,000,000
						財産収入	6,500,194	
	計					計	7,578,127	8,262,620
		総務費	1,516,213	14,947,787	16,464,000	使用料及 手数料	1,122,392	
合 計						財産収入	6,500,194	69,735,593
						繰入金	24,486	
						諸収入	554,308	
						計	8,201,380	
		総務費	3,072,104	16,972,896	20,045,000	特別交付金	3,088,486	
		公債費	-	287,136,000	287,136,000	使用料及 手数料	1,123,051	
		諸支出金	799,674	220,102,326	220,902,000	国庫支出金	184,176	
		予備費	-	5,000,000	5,000,000	財産収入	15,661,577	
						繰入金	382,256,584	
						諸収入	61,032,533	
						繰越金	1,000	
		計	3,871,778	529,211,222	533,083,000	計	463,347,407	

予算概要

(2) 用地会計

(単位：千円)

事 項	歳 出				歳 入	
	科 目	人件費	事業費	計	科 目	金 額
諸用地先行 取得事務	用地費	-	13,782,000	13,782,000	財 産 収 入	1,325,061
					繰 入 金	198,000
					諸 収 入	1,241
					都 債	8,366,000
					繰 越 金	3,891,698
					計	13,782,000

(3) 公債費会計

(単位：千円)

事 項	歳 出				歳 入	
	科 目	人件費	事業費	計	科 目	金 額
公 債 費	公 債 費	-	1,260,519,000	1,260,519,000	財 産 収 入	2,562,687
					繰 入 金	944,885,972
					諸 収 入	239,341
					都 債	312,831,000
					計	1,260,519,000

第3 事 務 事 業

1 経 理 部	39
2 主 計 部	59
3 財産運用部	75
4 建築保全部	103

1 経 理 部

(1) 概 説	41
(2) 契 約 事 務	41
(3) 検 収 事 務	49
(4) 輸 送 業 務	53
(5) 研 修 事 務	54
(6) 安全衛生事務	56

(1) 概 説

経理部は、東京都（以下「都」という。）が行う売買、賃貸借、請負等の契約に係る事務を処理するための制度整備、手続の統一、調整など総括管理事務を行っているほか、一定金額以上の工事の請負、物品の買入れその他の契約の締結及びそれらの履行完了を確認するための検査を行っている。

また、所管庁有車の運行管理、本庁安全衛生委員会に関する事務など各局事務の総括的役割も担っている。局内においては、研修に関する事務をはじめ、局の庶務主管部として、他部に属さない事務を分掌するとともに、局内の連絡調整に当たっている。

(2) 契 約 事 務

都では、一定金額以上の高額な契約については、契約事務の総括者である財務局長が、各局（所）長からの契約締結請求を受けて一元的に処理している。

また、一定金額未満の契約、緊急を要する契約、各局（所）の事務事業の特殊性を有する契約等については、各局（所）長が知事からの委任事務として処理することにより、契約事務の適正かつ円滑な処理を図っている（東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年東京都規則第130号））。

ア 契約調整機能

財務局では、契約に係る諸制度面における整備及び改善並びに事務処理に係る指導及び調整を行っている。

また、公営企業局との連絡調整並びに国及び他の地方公共団体との情報交換を行うとともに、受注者側との意見交換の場を設けている。

さらに、各局等に対し、工事契約、物品契約、検査等についての情報提供、相談、照会回答、助言、指導などを行い、契約事務が円滑に進むよう支援している。

近年、契約事務については、契約制度、発注予定等の情報の積極的な公表、不正行為を行った業者の契約からの排除など、適正な入札契約手続への要請が増す一方、総合評価方式の拡大等、契約形態が複雑化しており、契約調整機能の果たす役割は非常に大きくなっている。

(ア) 工事請負に係る入札契約制度についての取組

近年、公共工事を取り巻く環境は、資材価格及び労務費の上昇、技術者及び技能労働者の不足などにより入札不調が増加するなど、厳しい状況が続いている。こうした中、都においては、入札参加者の増加や不調発生率の低下を図ることを目的に、以下のような入札に参加しやすい環境の整備に向けた一連の取組を進めてきた。

- ・ J V基準額及び等級別発注標準金額の改正（平成27年4月1日から）
- ・ 全体スライド条項の適用条件及び負担率の改正（平成27年4月1日から）

- ・ 総合評価方式の適用価格帯、評価項目等の見直し（平成28年4月1日以後に公告等を行う案件から）

- ・ 技術者配置準備期間の適用範囲の拡大（平成29年4月1日以後に公告等を行う案件から）

さらに、豊洲市場の建設工事など一部の工事案件で見られた応札者が1者かつ高落札率となる入札結果などを受け、より多くの入札参加者を確保し、また適正な競争環境が都民にも見える形となって入札の透明性が確保されるよう入札契約制度改革を実施した。本改革は、平成29年6月から1年間の試行を行い、その間に行われた東京都入札監視委員会による検証、知事による業界団体ヒアリング、都議会における議論などを踏まえて試行内容を一部見直した上で、平成30年6月から本格実施として施行することとした。本格実施の内容は以下のとおりである。

- ・ 予定価格の事後公表（ただし、低価格帯は事前公表）
- ・ J V結成義務の撤廃（単体でも共同企業体でも参加できる混合入札の導入）
- ・ 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

(イ) 設計等委託における品質の確保・向上に向けた取組

都有施設を適切に整備するためには、工事の品質を高めることはもちろんのこと、工事に先立って実施する設計等委託（設計委託、測量委託及び地質調査委託）についても、その品質を高めることが重要である。このことから、より優良な企業の受託を促し、成果品質の確保・向上を図ることを目的として、平成31年4月から、設計等委託において総合評価方式及び予定価格の事後公表を導入することとした。

さらに、品質確保・向上はもとより将来の担い手確保・育成に資することを目的として、令和2年10月から財務局契約案件で最低制限価格制度の試行を開始し、令和5年10月以降、全ての競争入札案件（WTO案件、単価契約及び総合評価方式適用案件を除く。）において実施することとした。

(ウ) 施工時期等の平準化に向けた取組

施工時期等の平準化に係る取組は、技術者や資機材の効率的な活用を促進するとともに、繁忙期の解消による長時間労働等の減少に伴って、技術者の労働環境が改善されるなど、建設業の働き方改革や生産性向上、中長期的な公共工事の担い手確保に資する重要な施策である。このため、工事については、年間における現場の稼働状況を平準化すること、また、設計等委託については、履行期限の年度末への集中を解消することに向けた取組を全庁的に実施している。

また、令和元年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）においては、施工時期等の平準化が発注者の責務として位置づけられたことも踏まえ、債務

負担行為の積極的な活用等を進めている。

令和 8 年度時点における目標を設定し、庁内連絡会を通じて、各局の課題や優良な取組事例を共有するなど、各局連携の上、平準化に係る取組を確実に推進していく。

(エ) 建物管理等業務委託における品質の確保・向上に向けた取組

建物管理等業務委託における総合評価方式は、平成 21 年度以降試行的に導入してきたが、平成 28 年 4 月には、業務委託について一層の品質の確保・向上を目的とし、総合評価方式の活用を全庁で推進していくため、「業務委託等総合評価方式事務処理要綱」及び「業務委託等の総合評価方式に係る適用方針」を策定した。

また、情報システム開発に係る総合評価方式は、従前、別規程で運用していたが、平成 30 年 11 月、情報システム開発についても含めるよう規程整備を行い、『総合評価方式』活用の手引」を新たに作成した。

加えて、企画提案方式については、平成28年4月に、適用要件等のポイントをまとめた「企画提案方式の活用ガイドライン」を策定したが、手続のルールを明確にするため、留意事項や結果公表について規定した『企画提案方式』活用の手引」を、総合評価方式と同様、平成30年11月に作成した。

(オ) 印刷請負における品質の確保・向上に向けた取組

中小企業が多い印刷産業においては、低価格入札が多く見受けられる中、印刷物の品質の低下、経営の圧迫や労働者へのしわ寄せが懸念されていた。

このことから、印刷請負契約においては品質確保、担い手の育成・確保を図るとともに、都の政策実現を目的として、最低制限価格制度や障害者優先調達に取り組んでいる。特に最低制限価格制度については、平成28年度から実施してきた試行を経て、令和 4 年 4 月から、原則として予定価格が200万円以上1,500万円未満の価格帯の案件で本格的に実施している。

(カ) 電子調達の推進

「電子調達システム」については、平成13年3月策定の「電子都庁推進計画」及び「東京都電子調達システム導入基本計画」に基づき開発及び導入を行い、インターネットを介した入札手続・調達事務処理により、事業者や都民の負担軽減、入札プロセスの透明性・公正性の確保などを実現した。

平成22年9月、総務局 I T 中央管理部門により策定された「業務・情報システム最適化計画」において「実施中の個別最適化計画」に示されているとおり、財務局（交通局を含む。）、水道局及び下水道局の3局が個別に運用している電子調達システムの全庁統合による開発・運用コストの削減及び更なる利便性の向上を目的として、平成22年6月に次期東京都電子調達システム開

発委託契約を総合評価方式一般競争入札により締結した。次期電子調達システムについては、平成24年10月に資格審査機能の稼働を開始し、平成25年1月に全機能の稼働を開始した。

平成27年4月には、その前年度の最低制限価格漏えい事故を受け、再発防止のためのシステム改修（案件登録後から開札時まで最低制限価格を非表示とした。）を行い、入札契約手続の更なる公正性の向上を図った。

また、更なる都民・事業者の利便性向上を目的として、平成30年4月からモバイル端末に対応した発注予定情報及び入札経過情報の検索・閲覧機能を新たに追加するなどの改修を行っている。

（キ）電子契約の運用開始に向けた取組

「シン・トセイX 都政の構造改革QOSアップグレード戦略 2.0」で「手取り時間」増の貢献に向けた取組として挙げられている「電子契約の段階的導入」について、着実に推進していく。

令和4年度は、電子契約の試行運用を実施し、導入に当たっての課題整理を行った。令和5年度は、試行結果を踏まえて、システム改修や運用手順の整理を行い、各局及び事業者への周知を図った上で、段階的に電子契約の運用を開始した。令和6年度は、電子契約の対象業種・営業種目等を拡大した。令和7年度は、知事部局及び教育庁の事業所でも開始するとともに、事業者への導入支援を進めている。

イ 東京都公報特定調達公告版の発行

財務局では、平成8年1月から東京都公報特定調達公告版（以下「特定調達公告版」という。）を編集・発行している（東京都公報特定調達公告版発行規則（平成7年東京都規則第255号））。

特定調達公告版は、平成8年1月1日付けのWTO（世界貿易機関）における政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の発効及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の特例政令に当たる地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の施行により、特定調達契約について、入札公告等の公報登載が義務付けられたことを受けて発行するものであり、都では、その専門性及び特殊性から、契約部分を東京都公報から独立させている。

特定調達公告版には、競争入札に参加する者に必要な資格の公示、特定調達契約に係る一般競争入札の公告、指名競争入札の公示、落札者等の公示及びその他契約に必要な事項を登載している。このうち、特定調達契約に係る一般競争入札の公告及び指名競争入札の公示には、WTOの公用語の1つである英語による概要を登載することとされており、その公告及び公示については入札期日の前日から起算して40日前までに、落札者等の公示については契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に行うこととされている。

また、特定調達公告版は、財務局長が必要があると認める日に発行し、庁内、関係官公署等への

無償配布及び購読希望者への有償頒布を行っている（東京都公報特定調達公告版有償頒布規程（平成7年東京都告示第1361号））ほか、東京都電子調達システムにおいても情報提供を行っている。

ウ 東京都入札監視委員会

東京都入札監視委員会は、都が行う入札及び契約手続の公正性・透明性を確保するため、平成14年3月に設置したものであり、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての検討その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する12名以内の委員で構成されている。所掌事項は、次のとおりである。

- (ア) 都が行う公共工事に係る入札及び契約手続等の運用状況等に関すること
- (イ) 都の入札及び契約制度に関すること
- (ウ) 都が行う公共工事の入札及び契約手続等に係る利害関係者からの苦情申立てに関すること
- (エ) 都が行う特定調達契約の利害関係者からの苦情申立てに関すること
- (オ) 都が行う指名停止等に係る利害関係者からの苦情申立てに関すること
- (カ) 都が行う暴力団等排除措置に係る排除措置対象者からの苦情申立てに関すること
- (キ) 都が設置した談合情報検討委員会における談合情報処理の手続の妥当性等に関すること

なお、平成29年度から、入札契約制度改革の一環である調達手続や入札結果に関する事前・事後の検証強化のため、委員の増員、議事件数の増加、談合情報審議状況の検討の追加、情報公開の一層の推進等を実施している。

エ 東京都契約事務協議会

東京都契約事務協議会は、都における売買、請負その他の契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、昭和51年1月に設置したものであり、財務局経理部長を会長とし、知事部局、行政委員会及び公営企業局の契約関係課長等により構成されている。所掌事項は、次のとおりである。

- (ア) 契約事務に関する調査及び研究
- (イ) 契約事務に係る情報連絡
- (ウ) 契約上事故を発生させた業者、契約の履行成績不良者等の措置

オ 東京都契約関係暴力団等対策連絡協議会

都が締結する売買、貸借、請負その他の契約に、暴力団等が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずることにより、適正な契約事務の執行を期することを目的として設置（昭和62年1月設置・平成22年10月名称変更及び対象範囲拡大）したものであり、財務局経理部長を会長とし、知事部局、行政委員会及び公営企業局の契約関係課長等により構成されている。所掌事項は、次のとおりである。

- (ア) 都の契約からの暴力団等の排除に係る警視庁組織犯罪対策部との連絡協議に関すること。
- (イ) 都の契約からの暴力団等の排除に係る関係官公庁等との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (ウ) 排除措置、排除措置の解除及び継続に関すること。
- (エ) 不当介入に対する措置に関すること。

カ 東京都一般競争入札参加資格確認委員会等

財務局においては、契約の適正な履行の確保を図るとともに、競争による経済性を発揮させるため、資格確認及び指名に当たり、経営及び信用の状況並びに契約履行成績などにより事業者の適格性を判定している。競争入札の制度は、入札参加を希望する事業者を広く公募する一般競争入札とともに、事業者を公募した上で工事請負契約については原則10者を、物品買入れ等の契約については原則5者以上を指名して入札させる希望制指名競争入札を中心として制度を運用している。この運用上最も重要なことは、厳正かつ公平に優良な事業者の資格を確認し、指名することである。

このことから、財務局では東京都一般競争入札参加資格確認委員会及び指名業者選定委員会を設置し、①予定価格3億5,000万円以上の建築工事、②2億5,000万円以上の土木工事及び船舶の製造等、③4,000万円以上の設備工事、④知事が別に定める工事の請負契約に関し、事業者の適格性の判定及び選定について調査審議を行っている。

また、①予定価格800万円以上の物品の買入れ及び印刷物の制作の契約、②2,000万円以上の請負（印刷物の制作に係るものを除く。）及び委託契約、③2,000万円以上の物品の借入れ契約に関しては、物品買入れ等指名業者選定委員会を設置し、事業者の選定を行っている。

その他、特命随意契約及び設計等委託契約の適正な履行を図るため、指名業者選定委員会に準じた各種委員会を設置し、契約の相手方としてふさわしい事業者の選定を行っている。

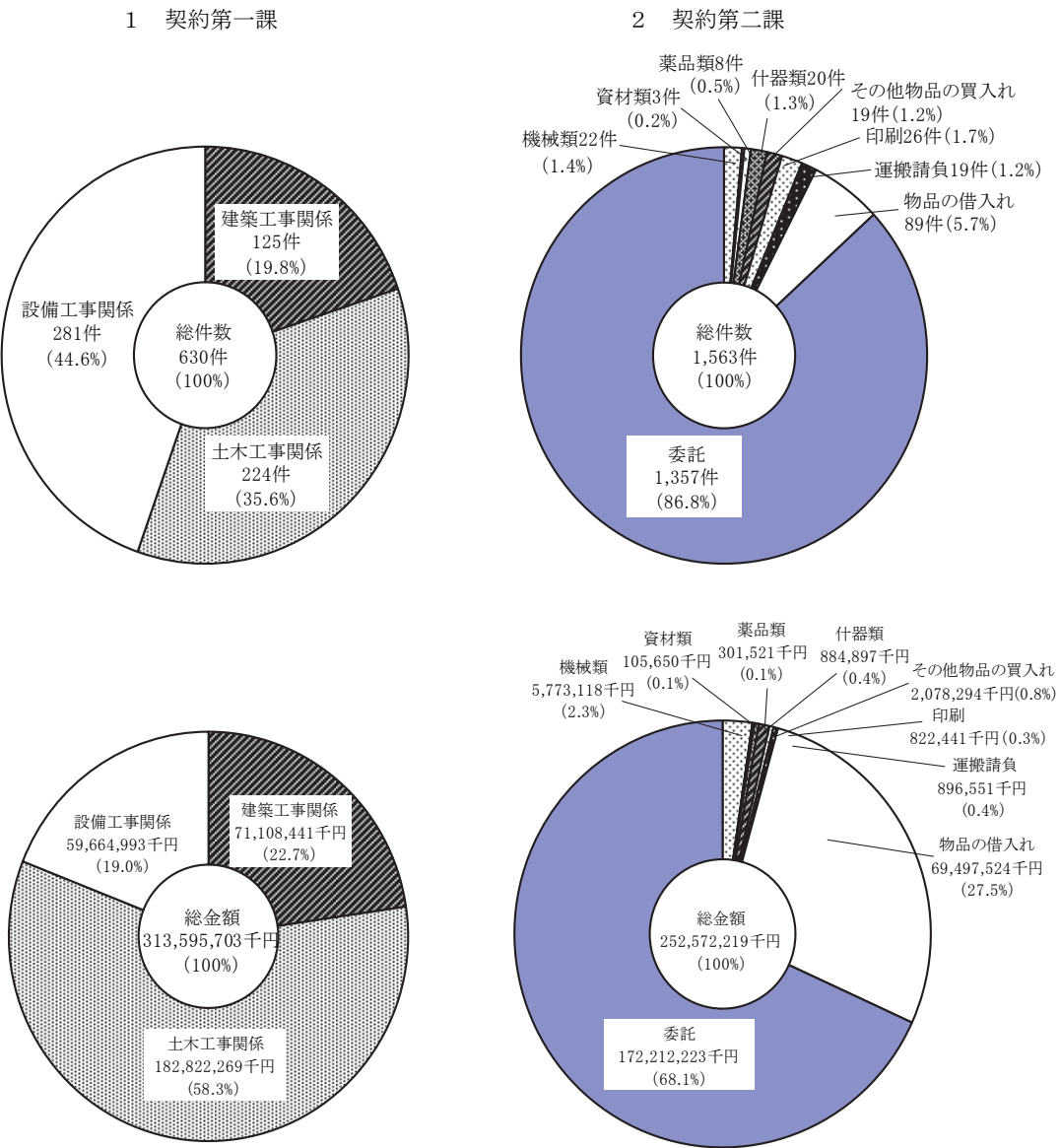
キ 契約実績

財務局における令和6年度契約実績及び過去5年間の契約実績は、第1表、第1図及び第2図のとおりである。

第1表 令和6年度 契約実績

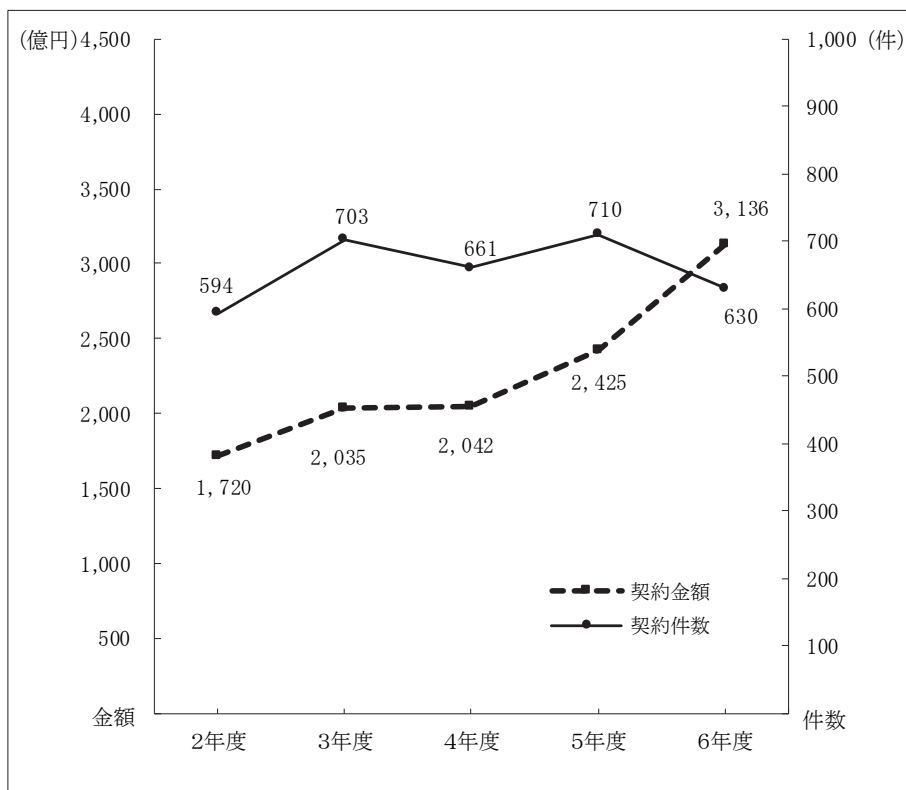
区 分	件 数	金 額
契 約 第 一 課	630 件	313,595,703 千円
契 約 第 二 課	1,563 件	252,572,219 千円
計	2,193 件	566,167,922 千円

第1図 令和6年度 契約実績の内訳

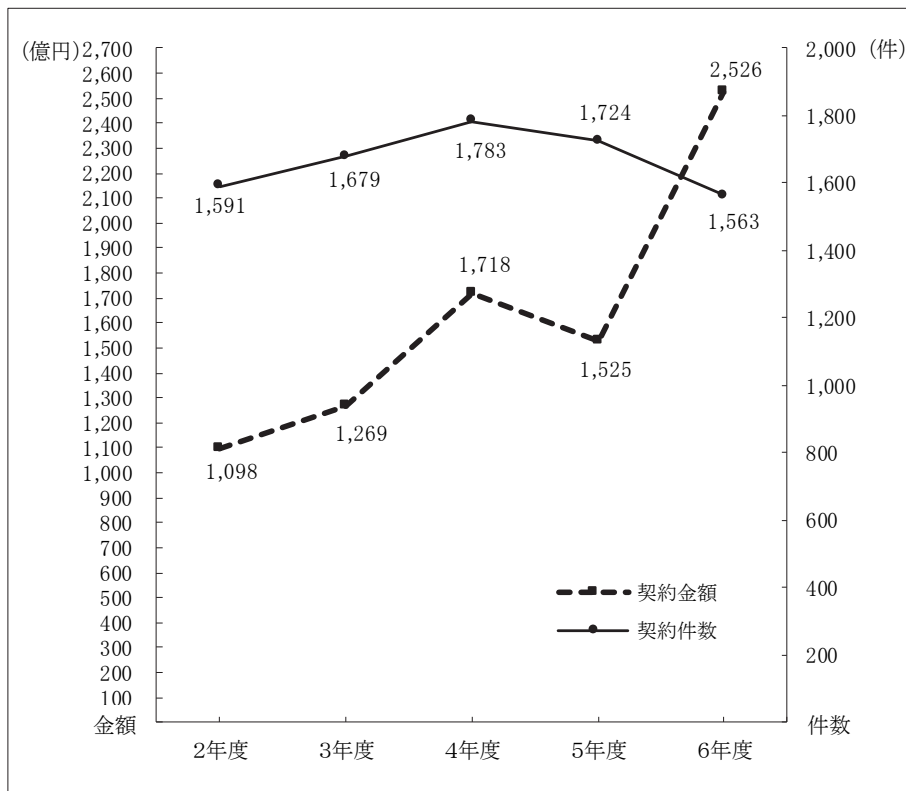


第2図 年度別契約実績の推移

1 契約第一課



2 契約第二課



ク 中小企業者のための諸施策

都では、従来、官公需における中小企業者の受注機会を確保することを契約事務執行上における重要な施策と位置付けており、財務局においては、次のような措置を講じている。

(ア) 中小企業者の受注及び技術研鑽の機会確保を図るため、大企業者と中小企業者とで建設共同企業体を結成して共同で工事を受注する、共同企業体方式の活用を推進している。具体的には、都内中小企業との共同企業体の結成を総合評価方式において加点するとともに、大企業者と都内中小企業者との共同企業体の結成を入札参加条件としたモデル工事を実施している。

(イ) 中小企業等の健全育成を図るため、指名業者の選定に当たっては、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）等に基づく事業協同組合等の積極的活用や地元中小企業者の優先指名等を行っている。

(ウ) コスト縮減に配慮しつつ分離分割発注の推進を図るため、毎年、財務局長及び産業労働局長の連名通知により、中小企業者の受注機会の確保について、全庁に対し徹底を図っている。

ケ 内部統制制度への対応

令和2年4月施行の地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に基づく内部統制における契約制度の所管部門として、各局における契約制度等の運用状況や整備状況を評価し、適正な契約事務処理の確保を図っている。

コ 東京都社会的責任調達指針の策定

都は、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じて、都の調達に留まらず、企業の調達においても、環境、人権、労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせ、持続可能な社会に貢献することを都の社会的責任と捉え、これを果たすための指針として、令和6年7月に「東京都社会的責任調達指針」を策定した。

本指針は、環境、人権、労働及び経済の各分野について、法令遵守を基本としながら、国際的な合意や行動規範を尊重した、あるべき方向性としての持続可能性確保に向けた視点を示すとともに、調達指針の遵守に向けて、都及び受注者等が実施すべき取組を定めている。

令和7年4月以降に公表される財務局契約第一課及び契約第二課が発注する案件から適用を開始しており、運用状況を踏まえ順次対象の拡大を検討していく。

(3) 検 収 事 務

検収事務は、都が締結した一定金額以上の工事請負契約、物品の買入れなどの契約について必要な検査を行い、契約の適正な履行又は給付の完了を確認する事務であり、契約物件の引渡し及び代金支払の前提となるものである。

検査には、①工事又は製造の完成、物品の完納など給付の完了を確認するために行う完了検査、②給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分検査（既納部分検査）、③工事又は製造の完成前、物品の完納前などにおいて性能又は仮組立状態その他の確認をするために行う中間検査、④契約を解除した場合に行う清算検査、⑤給付に使用する材料を確認するために行う材料検査がある。

これらの検査は、関係法規及び契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき、厳正に執行している。

また、近年の技術革新の高度化、契約内容の多様化等に対処し、適正な検査を実施するため、関係規程の整備を行うとともに必要な知識、技能の修得に努めている。

なお、検収課が実施した令和6年度の検査及び過去5年間の検査実績は、第2表、第3図及び第4図のとおりである。

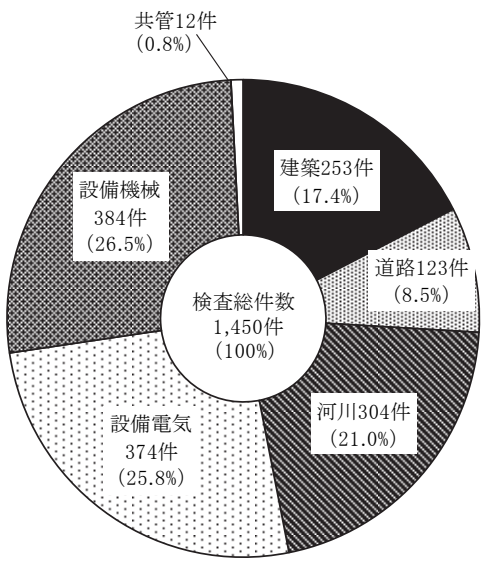
第2表 令和6年度 検査実績

検査別 区 分		完 了 検 査		既済部分検査 既納部分検査		清 算 検 査		計		中 間 検 査	手 直 引 換 検 査	合 計	対前年度比		検 査 延 べ 人 員
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	件 数	件 数	件 数	金 額	
		件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	件	件	%	%	人
工 事 関 係	建築	63	51,388,339	94	31,709,717	0	0	157	83,098,056	96	0	253	103	122	739
	道路	37	17,678,244	4	2,495,050	0	0	41	20,173,294	82	0	123	110	113	181
	河川	68	33,714,974	40	32,479,540	1	791,115	109	66,985,629	195	0	304	105	109	367
	設 備	電気	148	28,337,964	2	851,119	0	0	150	29,189,083	224	0	374	110	510
		機械	148	39,572,075	3	2,359,452	0	0	151	41,931,527	233	0	384	84	548
	共管	2	896,500	0	0	0	0	2	896,500	10	0	12	75	137	16
	計	466	171,588,096	143	69,894,878	1	791,115	610	242,274,089	840	0	1,450	99	123	2,361
物 品 関 係	機械	3	142,218	0	0	0	0	3	142,218	4	0	7	175	91	12
	物品	39	1,641,835	0	0	0	0	39	1,641,835	32	0	71	76	107	89
	物品共管	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	--	--	0
	計	42	1,784,053	0	0	0	0	42	1,784,053	36	0	78	77	98	101
合 計		508	173,372,149	143	69,894,878	1	791,115	652	244,058,142	876	0	1,528	98	123	2,462

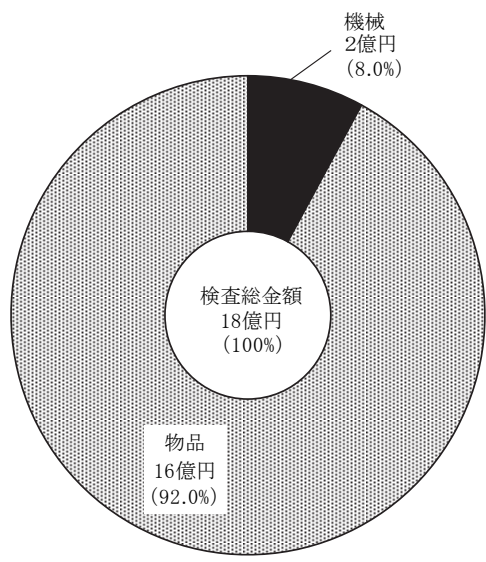
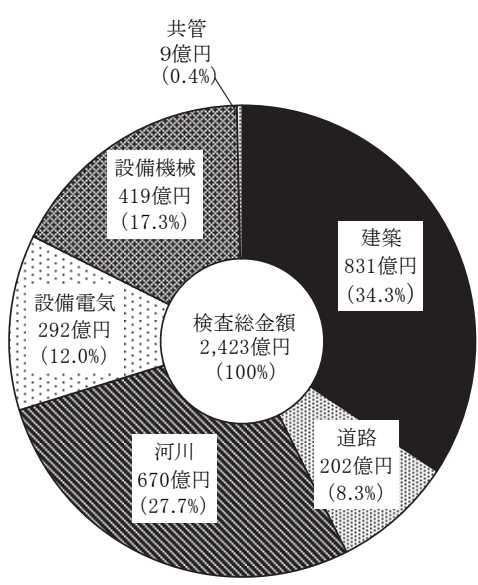
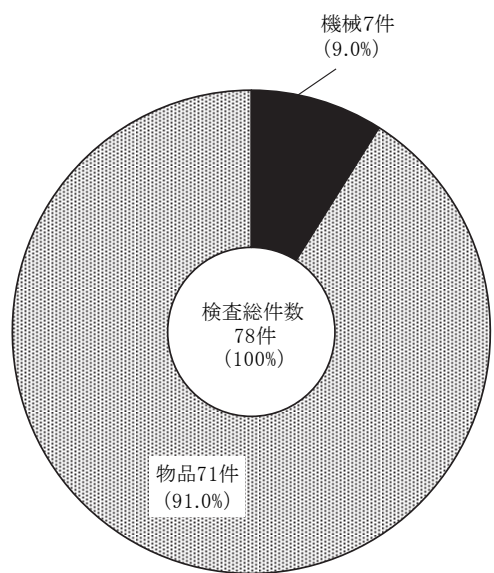
- (注) 1 一部完了検査と一部完納検査は、完了、完納検査に含まれる。
2 共管とは、1件の契約で検査が2職種以上の区分にわたるものである。
3 中間検査とは、仮組立、性能検査、船舶等出渠前の検査、通水検査、試運転等である。
4 千円未満は、四捨五入である。

第3図 令和6年度 検査実績の内訳

1 工事関係

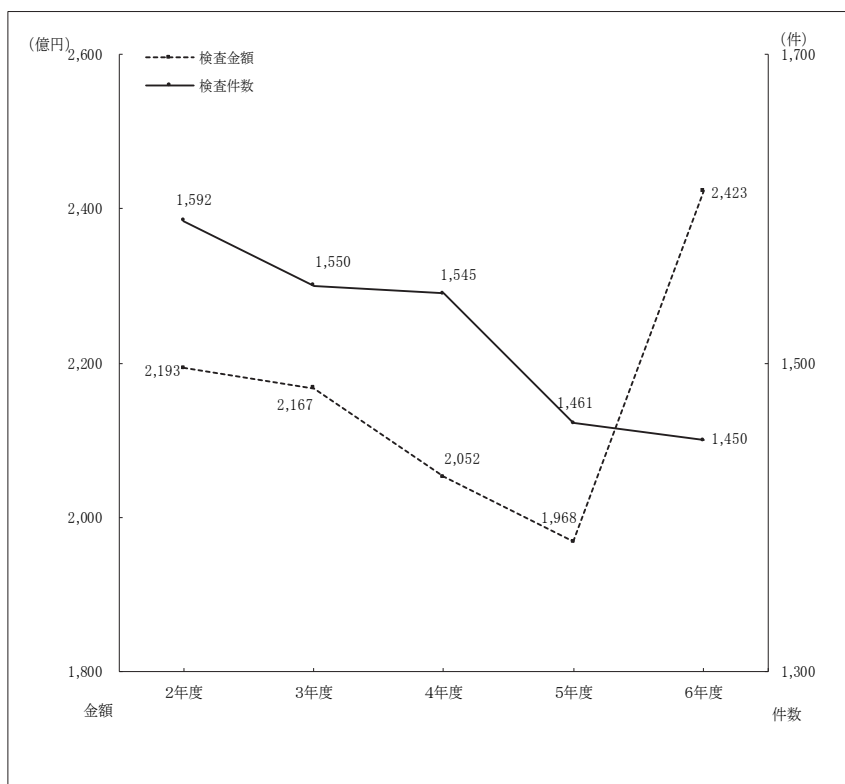


2 物品関係

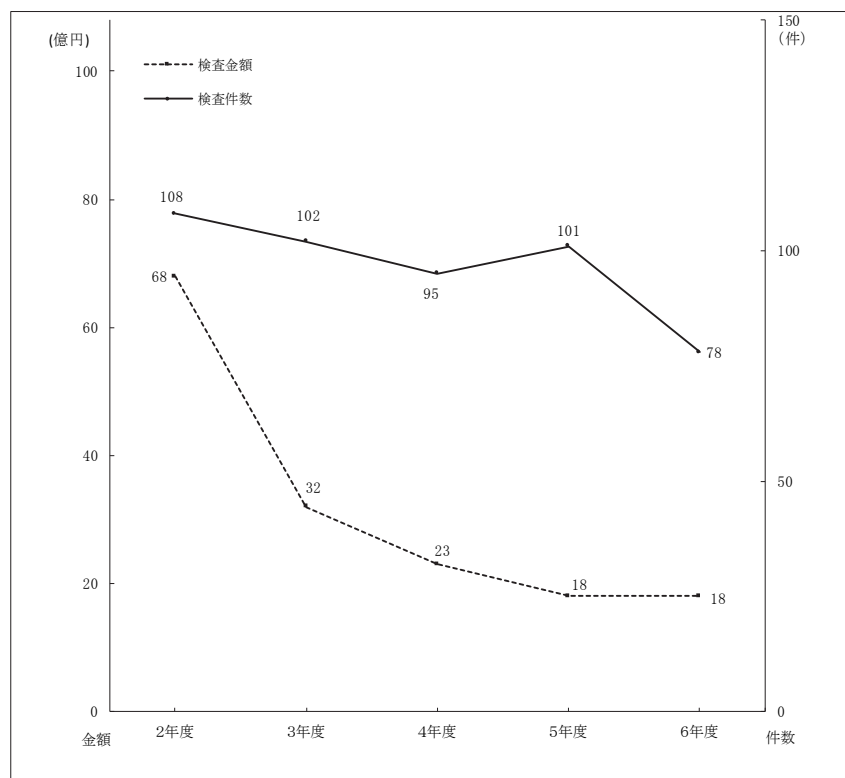


第4図 年度別検査実績の推移

1 工事関係



2 物品関係



(4) 輸 送 業 務

都における輸送業務については、東京都自動車の管理等に関する規則（昭和39年東京都規則第92号）に基づく庁有車及び雇上車に係る調整、管理等により、適正かつ効率的な運営及び安全な運転の確保を図っている。

ア 庁有車の運行管理

平成20年4月1日から、庁有車のうち議決機関用車両の所管を議会局に移管し、財務局所管は執行機関用車両に限定した。これにより、知事、副知事、局長等専用車の車両合計25台（令和7年8月1日現在）については、財務局で運行管理を行っている。

イ 災害対策事務

「東京都地域防災計画」に基づき、次の事務を行っている。

（ア）物資の円滑な輸送の確保を目的とする輸送計画の調整事務

（イ）災害応急対策及び復旧に際して必要とする車両を、各供給先の協力を得て調達する事務

（ウ）緊急通行車両の確認等事務

ウ 雇上車の調達

雇上車（タクシー）調達のため、東京都タクシー供給協定の締結事務を行っている。

なお、知事部局、公営企業局等では、この協定に基づき、各局等において契約締結の意思決定を行っている。

(5) 研 修 事 務

ア 局研修の基本的な考え方

局研修は、各職場との連携の下、意識的、継続的及び計画的に人材育成を推進していくため、次の5つの柱により実施している。

(ア) 専門知識の付与

複雑化・高度化する行政課題に対応すべく、より高度な専門知識・技術について効果的に修得するための研修

(イ) 実務能力の向上

各職場において実務を円滑に遂行する上で必要な知識・技術について、効率的かつ効果的に修得するための研修

(ウ) 動機付け・意識改革

新たな仕事や業務改革に取り組む意欲の喚起及び活力ある職場づくりに向けた意識の醸成を、効果的に推進するための研修

(エ) 職層別に必要な知識を付与

中央研修との役割分担を踏まえ、各職層がその職責を果たすために必要な知識・技術を計画的に修得するための研修

(オ) 公務員倫理等の高揚

正しい公務員倫理や豊かな人権感覚を養い、財務局職員としてふさわしい職務遂行力を身に付けるため、全職員を対象に一定年限ごとに実施する研修

イ 局研修の重点事項

令和7年度の局研修は、「実務研修の充実」、「職層別研修の充実」、「職層・職能の別によらない研修等（課題研修）の推進」、「自己啓発支援の促進」及び「研修内容の特性に応じた実施方法の選択」に重点を置いて実施する。

ウ 研修実施計画の概要

令和7年度当初の研修計画の概要は、第3表のとおりである。

第3表 令和7年度 研修実施計画の概要

	研 修 名	回数	人員	対 象 職 員
新任研修	新 任 科 (前期・後期・メール作成技法)	3	25	新規採用職員
現 任 研 修	転 入 科	1	70	他局からの転入職員
	文 書 科 ・ 契 約 科	1	25	新規事務担当職員、新規採用職員
	中 堅 科	1	280	1 級職の職員
	中 堅 科 (技 術)	1	20	1 級職の職員
	中 堅 科 フ ォ ロ ー	1	150	1 級職の職員
	組 織 支 援 力 向 上 科	1	40	入都15年目、20年目及び25年目以上の主任級・主事級職員
	メ ン タ ル ヘ ル ス 科	1	30	主任級職員・受講希望職員
	健康管理科（自動車運転）	1	50	自動車の運転に従事する職員
	ハ ラ ス メ ン ト 防 止 科	1	45	主任級職員・受講希望職員
主 任 研 修	主任科・コーチング科	1	30	主任級職員
	管 理 科	1	70	主任級職員
監督者 研 修	メ ン タ ル ヘ ル ス 科	1	80	課長代理級職員
	ハ ラ ス メ ン ト 防 止 科	1	50	課長代理級職員
管 理 者 研 修	業 績 評 価 科	1	40	課長級職員
	ハ ラ ス メ ン ト 防 止 科	1	15	課長級職員
	メ ン タ ル ヘ ル ス 科	1	40	課長級職員
	コ ー チ ン グ 科	1	30	他局からの転入課長級職員
	コンプライアンス推進科	1	50	部長級職員及び課長級職員
	サイバーセキュリティ科	1	40	課長級職員
実 務 研 修	契 約 実 務 研 修	2	300	契約事務に従事する職員
	検 査 科	5	390	検査・監督事務に従事する職員
	不 動 産 実 務 科	1	90	不動産関連業務に従事する職員
	財 産 運 用 科	1	80	財産管理業務に従事する職員
	専門知識向上科（財産）	2	80	土地評価業務に従事する職員
	技 術 科	3	520	技術職員
	専 門 知 識 向 上 科	1	90	契約事務・発注業務に従事する職員
	自 動 車 運 転 科	1	150	自動車の運転に従事する職員
	補助金等交付適正化研修	1	180	補助金交付事務に従事する職員
	補助金等交付適正化研修 (実 務 知 識 向 上)	1	180	補助金交付事務に従事する職員
	知 的 財 産 科	1	50	知的財産権業務に従事する職員

	建 築 指 導 基 礎 科	2	200	技術職員
課 題 研 修	コンプライアンス推進科	1	400	全職員
	契 約 基 礎 研 修	2	100	指定する職員
	サイバーセキュリティ科	1	400	全職員
	人 権 科	5	100	全職員（5年に1回）
	東 京 都 の サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ	1	500	全職員（eラーニング）
	東 京 の 防 災	1	500	全職員（eラーニング）
	東京都環境マネジメント シ ス テ ム 科 研 修	1	500	全職員（eラーニング）
	デジタル10か条を知ろう	1	500	全職員（eラーニング）
	東京都の様々な人権課題	1	500	全職員（eラーニング）
	都 職 員 の た め の 契 約 の 基 礎 知 識	1	500	全職員（eラーニング）
	標 的 型 攻 撃 メ ー ル 訓 練 対 応 力 向 上 研 修	1	20	指定する職員（eラーニング）

(6) 安全衛生事務

ア 安全衛生管理体制

東京都安全衛生管理者等設置規程（昭和49年東京都訓令第43号）に基づき、衛生管理者等を設置し、職員の労働安全の確保と健康障害の防止に努めている。

(ア) 局総括安全衛生管理者（局長）：財務局長

(イ) 局安全衛生管理者（局安全衛生主管部長）：経理部長

(ウ) 部安全衛生管理者（部長）：各部長

(エ) 局安全管理者（局安全衛生主管課長）：総務課長

(オ) 衛生管理者（職員数50人以上の部に設置）：衛生管理者免許を有する職員

(カ) 産業医（職員数50人以上の部に設置）：職員共済組合事務局健康管理副参事医

イ 健康管理業務

職員の健康の維持増進を図るため、都が行う職員健康診断業務への協力のほか、衛生管理者の命免、結核休養、破傷風予防接種等に関する事務を行っている。

令和6年度における財務局の健康診断受診実績は、第4表のとおりである。

第4表 令和6年度 健康診断受診実績

健 診 名	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率
一 般 健 診	498 人	483 人	97.0 %
消化器系健診	311 人	128 人	41.2 %

ウ 公務災害補償事務

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき、職員の公務上又は通勤時における災害について、地方公務員災害補償基金に対する認定、療養補償、休業補償等の請求事務を行っている。

エ 東京都本庁安全衛生委員会の活動

東京都安全衛生委員会設置規程（昭和49年東京都訓令第44号）に基づく安全衛生委員会の効果的な運営を図るため、政策企画局、子供政策連携室、スタートアップ戦略推進本部、総務局、財務局、デジタルサービス局、会計管理局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、収用委員会事務局及び議会局の12局（室）合同で、東京都本庁安全衛生委員会を設置している。

委員会の事務局は財務局が担当しており、安全意識の啓発普及のため、機関紙の発行、講演会等を行っている。

委員会の所掌事項は、次のとおりである。

- (ア) 年度計画及び目標の設定
- (イ) 職員の安全衛生教育研修計画
- (ウ) 死傷災害・多発災害の分析並びに健康診断結果の分析及び対策の検討
- (エ) 施設等の改善計画
- (オ) 作業条件等の改善及び変更
- (カ) 新規事業に伴う安全衛生点検
- (キ) その他安全衛生に関すること。

2 主 計 部

(1) 概 説	・ ・ ・ ・ ・ 61
(2) 議会関係事務	・ ・ ・ ・ ・ 61
(3) 財政調査事務	・ ・ ・ ・ ・ 61
(4) 予算事務	・ ・ ・ ・ ・ 61
(5) 公債事務	・ ・ ・ ・ ・ 66
(6) 宝くじ発売事務	・ ・ ・ ・ ・ 73

(1) 概 説

主計部は、都議会に関する事務及び都財政に関する事務を分掌している。すなわち、都議会及び議会局との連絡事務を一元的に処理して執行機関と議決機関との円滑な連絡を図るとともに、毎会計年度の予算の調製、配当及び執行監督、都財政に関する調査及び資料の作成、都債の発行及び償還並びに宝くじの発売を行うなど、財政面から都の事務事業の適正円滑な遂行を図っている。

(2) 議会関係事務

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条、第102条等の規定に基づく都議会の招集、同法第149条第1号の規定に基づく議案の提出その他都議会に関することを分掌している。すなわち、定例会、臨時会の招集及びこれに伴う議案、説明書等の提出を行うとともに、各会計決算関係書類の提出、法令に定める特別の職員の選任又は任命に際して都議会の同意を求める手続、知事が専決処分した事項の報告、議会が採択した請願・陳情の処理経過及び結果についての報告等を行っている。

また、都議会及び議会局との連絡に当たっているほか、議会における議決事項についての各局への通知等を行っている。

(3) 財政調査事務

財政制度に関する調査、財政計画の策定、地方自治法第233条第5項の規定に基づく主要施策の成果の報告（年間1回）及び同法第243条の3第1項の規定に基づく財政状況の公表（年間2回）並びに普通会計の決算の状況の調査を行うとともに、税外収入の調整、地方交付税の算定、公会計制度の改革、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価の実施・活用、債権管理の適正化、国及び他の地方公共団体等との連絡その他財政一般に関する調査分析等の事務を分掌している。

(4) 予 算 事 務

地方自治法の規定に基づく、都の予算の編成及び執行監督等の事務を分掌している。

令和7年度予算は、「不透明な社会情勢の中、100年先を見据え、『成長』と『成熟』が両立した持続可能な都市へと発展し、全ての人が輝く明るい『未来の東京』を実現する予算」と位置付け、次の事項を基本に編成した。

ア 東京のポテンシャルを最大限活かし、希望あふれる東京の未来を切り拓いていくため、『ダイバーシティ』、『スマートシティ』、『セーフシティ』の3つのシティを実現する大胆かつ着実な施策を積極的に展開すること

イ 都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上させるため、BPRの徹底や先端技術の活用等による業務の見直しを進め、持続可能な執行体制の構築を図りつつ、無駄を一層無くす取組を強化し、強靱^{じん}で持続可能な財政基盤を堅持すること

次の各表は、一般会計当初予算の推移（第5表）、令和7年度予算（第6表、第7表）を示したものである。

第5表 一般会計当初予算の推移

年度	財 政 規 模		
	計上額(千円)	増(△) 減 (千円)	伸び率(%)
14	59,078	△ 2,982	△ 4.8
15	57,295	△ 1,783	△ 3.0
16	57,080	△ 215	△ 0.4
17	58,540	1,460	2.6
18	61,720	3,180	5.4
19	66,020	4,300	7.0
20	68,560	2,540	3.8
21	65,980	△ 2,580	△ 3.8
22	62,640	△ 3,340	△ 5.1
23	62,360	△ 280	△ 0.4
24	61,490	△ 870	△ 1.4
25	62,640	1,150	1.9
26	66,667	4,027	6.4
27	69,520	2,853	4.3
28	70,110	590	0.8
29	69,540	△ 570	△ 0.8
30	70,460	920	1.3
元	74,610	4,150	5.9
2	73,540	△ 1,070	△ 1.4
3	74,250	710	1.0
4	78,010	3,760	5.1
5	80,410	2,400	3.1
6	84,530	4,120	5.1
7	91,580	7,050	8.3

第6表 令和7年度 各会計予算額

区 分	7 年度予算額	6 年度予算額	比較増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
一 般 会 計	9,158,000,000	8,453,000,000	705,000,000	8.3
特 別 会 計	6,699,305,000	6,190,767,000	508,538,000	8.2
特 別 区 財 政 調 整	1,277,477,000	1,216,009,000	61,468,000	5.1
地 方 消 費 税 清 算	2,802,875,000	2,471,855,000	331,020,000	13.4
小笠原諸島生活再建資金	372,000	372,000	—	0.0
国民健康保険事業	1,091,996,000	1,125,698,000	△ 33,702,000	△ 3.0
母子父子福祉貸付資金	5,953,000	7,925,000	△ 1,972,000	△ 24.9
心身障害者扶養年金	3,141,000	3,155,000	△ 14,000	△ 0.4
地方独立行政法人東京都立病院 機構貸付等事業	29,329,000	28,695,000	634,000	2.2
中小企業設備導入等資金	337,000	339,000	△ 2,000	△ 0.6
林業・木材産業改善資金助成	51,000	107,000	△ 56,000	△ 52.3
沿岸漁業改善資金助成	48,000	48,000	—	0.0
と 場	7,269,000	6,744,000	525,000	7.8
都 営 住 宅 等 事 業	190,824,000	181,404,000	9,420,000	5.2
都 営 住 宅 等 保 証 金	2,903,000	2,893,000	10,000	0.3
都 市 開 発 資 金	2,984,000	7,966,000	△ 4,982,000	△ 62.5
用 地	13,782,000	13,886,000	△ 104,000	△ 0.7
公 債 費	1,260,519,000	1,115,916,000	144,603,000	13.0
臨海都市基盤整備事業	1,222,000	1,384,000	△ 162,000	△ 11.7
工業用水道事業清算	8,223,000	6,371,000	1,852,000	29.1
公 営 企 業 会 計	1,992,412,000	1,914,605,000	77,807,000	4.1
中 央 卸 売 市 場	182,023,000	86,657,000	95,366,000	110.0
都 市 再 開 発 事 業	5,884,000	4,380,000	1,504,000	34.3
臨海地域開発事業	67,845,000	157,630,000	△ 89,785,000	△ 57.0
港 湾 事 業	80,423,000	10,697,000	69,726,000	651.8
交 通 事 業	82,351,000	77,936,000	4,415,000	5.7
高 速 電 車 事 業	273,687,000	271,676,000	2,011,000	0.7
電 気 事 業	1,758,000	2,052,000	△ 294,000	△ 14.3
水 道 事 業	557,621,000	547,063,000	10,558,000	1.9
下 水 道 事 業	740,820,000	756,514,000	△ 15,694,000	△ 2.1
合 計	17,849,717,000	16,558,372,000	1,291,345,000	7.8
重 複 控 除 額	3,070,903,881	3,041,754,370	29,149,511	1.0
差 引 純 計	14,778,813,119	13,516,617,630	1,262,195,489	9.3

（注） 1 公営企業会計の予算額は、収益的支出額及び資本的支出額の合計である。

2 重複控除額は、各会計相互間の重複額である。

第7表 令和7年度 一般会計予算

(1) 歳入予算款別内訳

区 分	7 年度		6 年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 都 税	6,929,588,404	75.7	6,386,470,478	75.6	543,117,926	8.5
2 地 方 譲 与 税	82,831,993	0.9	63,825,452	0.8	19,006,541	29.8
3 助 成 交 付 金	44,583	0.0	43,200	0.0	1,383	3.2
4 地方特例交付金	6,199,551	0.1	44,194,235	0.5	△ 37,994,684	△ 86.0
5 特 別 交 付 金	3,088,486	0.0	3,138,311	0.0	△ 49,825	△ 1.6
6 分担金及負担金	23,307,326	0.3	29,342,298	0.3	△ 6,034,972	△ 20.6
7 使用料及手数料	85,473,317	0.9	83,240,614	1.0	2,232,703	2.7
8 国 庫 支 出 金	424,010,755	4.6	378,518,864	4.5	45,491,891	12.0
9 財 産 収 入	50,921,365	0.6	40,709,640	0.5	10,211,725	25.1
10 寄 附 金	61,000	0.0	61,000	0.0	－	0.0
11 繰 入 金	729,717,871	8.0	714,637,900	8.5	15,079,971	2.1
12 諸 収 入	619,357,349	6.8	396,154,008	4.7	223,203,341	56.3
13 都 債	203,397,000	2.2	312,663,000	3.7	△ 109,266,000	△ 34.9
14 繰 越 金	1,000	0.0	1,000	0.0	－	0.0
合 計	9,158,000,000	100.0	8,453,000,000	100.0	705,000,000	8.3

(注) 増減率及び構成比等は、原則として各表内計数により計算している。

(2) 歳出予算款別内訳

区 分	7 年度		6 年度		比較増減額	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 議 会 費	6,013,000	0.1	5,419,000	0.1	594,000	11.0
2 総 務 費	382,411,000	4.2	337,128,571	4.0	45,282,429	13.4
3 徴 税 費	96,429,000	1.1	84,784,000	1.0	11,645,000	13.7
4 生活文化費	98,092,000	1.1	92,054,026	1.1	6,037,974	6.6
5 都市整備費	137,584,000	1.5	143,346,000	1.7	△ 5,762,000	△ 4.0
6 環 境 費	217,678,000	2.4	175,783,000	2.1	41,895,000	23.8
7 福 祉 費	1,211,168,000	13.2	1,104,502,000	13.1	106,666,000	9.7
8 保健医療費	545,161,000	6.0	492,753,000	5.8	52,408,000	10.6
9 産業労働費	796,275,000	8.7	707,535,436	8.4	88,739,564	12.5
10 土 木 費	656,728,000	7.2	636,558,000	7.5	20,170,000	3.2
11 港 湾 費	171,509,000	1.9	100,365,000	1.2	71,144,000	70.9
12 教 育 費	1,047,801,000	11.4	1,009,413,000	11.9	38,388,000	3.8
13 学 務 費	317,073,000	3.5	298,918,967	3.5	18,154,033	6.1
14 警 察 費	713,399,000	7.8	682,260,000	8.1	31,139,000	4.6
15 消 防 費	299,175,000	3.3	279,384,000	3.3	19,791,000	7.1
16 公 債 費	287,177,000	3.1	323,848,000	3.8	△ 36,671,000	△ 11.3
17 諸 支 出 金	2,169,327,000	23.7	1,973,948,000	23.4	195,379,000	9.9
18 予 備 費	5,000,000	0.1	5,000,000	0.1	-	0.0
合 計	9,158,000,000	100.0	8,453,000,000	100.0	705,000,000	8.3

（注）増減率及び構成比等は、原則として各表内計数により計算している。

（注）令和6年度の生活文化費は、生活文化スポーツ費として計上されていたものである。

(5) 公 債 事 務

地方自治法、地方財政法（昭和23年法律第109号）等の規定に基づき、都債の計画（適債事業の検討、資金計画等）、発行（起債の届出及び協議申請、発行等）及び管理（既発行債の償還計画、元利金支払等）並びに民間資金利用の調整（政策連携団体の資金調達に係る調整等）を分掌している。

都債残高、令和6年度都債発行額等は、第8表から第11表までのとおりである。

第8表 都債残高

(1) 会計別内訳

区 分	7年3月31日現在高		6年3月31日現在高		比較増減額	増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
一 般 会 計	4,397,312,308	64.2	4,696,667,723	64.1	△299,355,415	△ 6.4
普 通 債	4,381,122,086	63.9	4,631,066,818	63.2	△249,944,732	△ 5.4
社 会 及 労 働 施 設 債	143,336,044	2.1	147,389,205	2.0	△4,053,161	△ 2.7
保 健 衛 生 債	131,773,759	1.9	141,238,448	1.9	△9,464,689	△ 6.7
産 業 経 済 債	312,706,080	4.6	316,839,104	4.3	△4,133,024	△ 1.3
土 木 債	3,103,378,295	45.3	3,295,880,874	45.0	△192,502,579	△ 5.8
教 育 債	281,555,428	4.1	296,671,200	4.1	△15,115,772	△ 5.1
警 察 債	140,616,000	2.1	155,803,800	2.1	△15,187,800	△ 9.7
消 防 債	65,065,000	0.9	70,381,932	1.0	△5,316,932	△ 7.6
そ の 他	202,691,480	3.0	206,862,256	2.8	△4,170,776	△ 2.0
災 害 復 旧 債	9,710,000	0.1	10,748,300	0.1	△1,038,300	△ 9.7
産 業 経 済 債	2,346,000	0.0	2,818,300	0.0	△472,300	△ 16.8
土 木 債	7,364,000	0.1	7,930,000	0.1	△566,000	△ 7.1
転 貸 債	6,480,222	0.1	7,054,605	0.1	△574,383	△ 8.1
そ の 他	-	-	47,798,000	0.7	△47,798,000	皆減
特 別 会 計	557,790,913	8.1	554,055,184	7.6	3,735,729	0.7
母 子 父 子 福 祉 貸 付 資 金	21,542,329	0.3	25,238,070	0.3	△3,695,741	△ 14.6
地 方 独 立 行 政 法 人 東 京 都 立 病 院 機 構 貸 付 等 事 業	61,026,983	0.9	51,478,443	0.7	9,548,540	18.5
中 小 企 業 設 備 導 入 等 資 金	1,830,622	0.0	1,938,493	0.0	△107,871	△ 5.6
と 場	4,919,000	0.1	3,938,609	0.1	980,391	24.9
都 営 住 宅 等 事 業	458,218,979	6.7	460,611,569	6.3	△2,392,590	△ 0.5
都 市 開 発 資 金	-	-	-	-	-	-
用 地	10,253,000	0.1	10,850,000	0.1	△597,000	△ 5.5
臨 海 都 市 基 盤 整 備 事 業	-	-	-	-	-	-
公 営 企 業 会 計	1,899,613,901	27.7	2,071,222,889	28.3	△171,608,988	△ 8.3
中 央 卸 売 市 場	221,730,000	3.2	257,740,000	3.5	△36,010,000	△ 14.0
都 市 再 開 発 事 業	-	-	-	-	-	-
臨 海 地 域 開 発 事 業	-	-	97,485,000	1.3	△97,485,000	皆減
港 湾 事 業	-	-	-	-	-	-
交 通 事 業	64,651,000	0.9	64,591,000	0.9	60,000	0.1
高 速 電 車 事 業	227,001,447	3.3	237,855,833	3.2	△10,854,386	△ 4.6
水 道 事 業	305,491,284	4.5	269,753,632	3.7	35,737,652	13.2
下 水 道 事 業	1,080,740,171	15.8	1,143,797,424	15.6	△63,057,253	△ 5.5
合 計	6,854,717,122	100.0	7,321,945,796	100.0	△467,228,674	△ 6.4

（注）各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等に一致しないことがある。

(2) 借入先別内訳

区 分	7 年 3 月 31 日現在高		6 年 3 月 31 日現在高		比較増減額	増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
長 期 債	6,854,717,122	100.0	7,321,945,796	100.0	△467,228,674	△ 6.4
国 庫	25,615,930	0.4	29,661,924	0.4	△4,045,994	△ 13.6
財 政 融 資 資 金	721,603,940	10.5	728,246,135	9.9	△6,642,195	△ 0.9
簡 易 生 命 保 険 資 金	62,199,802	0.9	87,164,558	1.2	△24,964,756	△ 28.6
郵 便 貯 金 資 金	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構	30,939,854	0.5	70,783,352	1.0	△39,843,498	△ 56.3
中小企業基盤整備機構	1,830,622	0.0	1,938,493	0.0	△107,871	△ 5.6
市 場 公 募	5,116,000,000	74.6	5,424,000,000	74.1	△308,000,000	△ 5.7
市 中 銀 行	131,166,000	1.9	231,226,000	3.2	△100,060,000	△ 43.3
外 貨 債	765,360,974	11.2	748,925,334	10.2	16,435,640	2.2
短 期 債	-	-	-	-	-	-
財 政 融 資 資 金	-	-	-	-	-	-
合 計	6,854,717,122	100.0	7,321,945,796	100.0	△467,228,674	△ 6.4

（注）各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等に一致しないことがある。

第9表 令和6年度 都債発行額

（単位：千円）

会 計	予算現額	発行額	資 金 区 分					
			財政融資	地方金融機構	公募	銀行	外債	その他
一 般	275,868,000	100,400,600	-	-	47,550,000	-	52,850,600	-
特 別	地方独立行政法人東 京 都 立 病 院 機 構	14,500,000	14,500,000	-	-	5,000,000	9,500,000	-
	と 場	1,430,000	1,336,000	-	-	1,336,000	-	-
	都 営 住 宅	45,205,000 (4,292,000)	38,535,000	-	-	38,535,000	-	-
	都 市 開 発	1,000,000	-	-	-	-	-	-
	用 地	10,061,000 (82,000)	3,048,000	-	-	3,048,000	-	-
	計	72,196,000 (4,374,000)	57,419,000	-	-	47,919,000	9,500,000	-
公 営 企 業	港 湾	720,000	-	-	-	-	-	-
	交 通	7,775,000	3,700,000	-	-	3,700,000	-	-
	高 速	25,000,000	7,352,000	-	-	7,352,000	-	-
	水 道	54,448,000	48,073,000	20,873,000	-	27,200,000	-	-
	下 水 道	84,966,000	83,891,000	14,577,000	-	69,314,000	-	-
	計	172,909,000	143,016,000	35,450,000	-	107,566,000	-	-
合 計	520,973,000 (4,374,000)	300,835,600	35,450,000	-	203,035,000	9,500,000	52,850,600	-

- （注）1 借換債は含まない。
- 2 予算現額の（ ）は、5年度からの繰越額で内書である。
- 3 発行額は、6年度の各会計決算で整理する都債を計上している。
- 4 各計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等に一致しないことがある。

第10表 令和7年度 都債予算計上額

（令和7年3月31日現在）

会 計		令和7年度	令和6年度	
		当初計上額（千円）	当初計上額（千円）	最終計上額（千円）
一 般		203,397,000	312,663,000	275,868,000
特 別	地方独立行政法人 東京都立病院機構	23,020,000	14,500,000	14,500,000
	中 小 企 業	-	-	-
	と 場	1,416,000	1,430,000	1,430,000
	都 営 住 宅	46,367,000	40,913,000	40,913,000
	都 市 開 発	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	用 地	8,366,000	9,979,000	9,979,000
	計	80,169,000	67,822,000	67,822,000
公 営 企 業	港 湾	2,735,000	720,000	720,000
	交 通	7,648,000	7,775,000	7,775,000
	高 速	20,000,000	25,000,000	25,000,000
	水 道	59,600,000	54,448,000	54,448,000
	下 水 道	97,212,000	84,966,000	84,966,000
	計	187,195,000	172,909,000	172,909,000
合 計		470,761,000	553,394,000	516,599,000

（注）借換債は含まない。

第11表 東京都の外債（昭和39年以降）

(1) 機関投資家向け都債

ア 政府保証外債

区 分	調印日	発 行 額	期間	表面利率	発行価格	備 考
第1回 ユーロドル債	39. 4. 15	2,250万ドル	15年	5.750%	96.500%	
第1回 ヤンキー債	40. 6. 22	2,000万ドル	15年	6.000%	95.250%	
第1回 スイスフラン債	57. 11. 5	1億スイスフラン	10年	5.375%	100.000%	
第2回 スイスフラン債	58. 7. 25	1億スイスフラン	10年	5.750%	100.000%	
第2回 ユーロドル債	59. 7. 12	5,000万ドル	10年	12.875% (実質金利6%台)	100.000%	通貨スワップ
第3回 スイスフラン債	59. 11. 28	8,000万スイスフラン	10年	5.250%	99.500%	
第4回 スイスフラン債	60. 8. 28	1億スイスフラン	8年	5.375%	100.000%	
第3回 ユーロドル債	60. 11. 26	1億ドル	10年	10.125% (実質金利5%台)	101.000%	通貨スワップ
第5回 スイスフラン債	61. 8. 27	1億スイスフラン	20年	5.125%	99.750%	
第4回 ユーロドル債	61. 10. 13	2億ドル	10年	8.250% (実質金利4%台)	101.500%	通貨スワップ
第2回 ヤンキー債	62. 3. 11	1億ドル	10年	7.500% (実質金利4%台)	99.515%	通貨スワップ
第3回 ヤンキー債	62. 10. 8	1億5,000万ドル	10年	10.375% (実質金利5%台)	100.000%	通貨スワップ
第5回 ユーロドル債	62. 12. 18	2億ドル	5年	9.500% (実質金利4%台)	101.500%	通貨スワップ
第6回 スイスフラン債	63. 4. 21	1億スイスフラン	5年	3.875%	100.250%	
第6回 ユーロドル債	63. 7. 15	2億ドル	5年	9.125% (実質金利4%台)	101.625%	通貨スワップ
第4回 ヤンキー債	63. 10. 4	1億7,500万ドル	10年	9.250% (実質金利5%台)	99.875%	通貨スワップ
第7回 ユーロドル債	元. 6. 21	2億ドル	5年	9.250% (実質金利4%台)	101.625%	通貨スワップ
第5回 ヤンキー債	元. 9. 28	1億7,500万ドル	10年	8.700% (実質金利5%台)	99.900%	通貨スワップ
第8回 ユーロドル債	2. 7. 11	1億7,500万ドル	5年	9.125% (実質金利6%台)	101.800%	通貨スワップ
第6回 ヤンキー債	2. 10. 31	2億ドル	10年	9.250% (実質金利7%台)	99.780%	通貨スワップ
第7回 ヤンキー債	3. 7. 2	2億ドル	10年	8.650% (実質金利6%台)	99.703%	通貨スワップ
第7回 スイスフラン債	3. 10. 4	1億スイスフラン	5年	7.000% (実質金利6%台)	101.500%	通貨スワップ
第1回 ユーロドイツマルク債	4. 12. 18	3億8,000万ドイツマルク	10年	7.375% (実質金利5%台)	101.625%	通貨スワップ
第9回 ユーロドル債	5. 10. 11	2億4,000万ドル	10年	5.500% (実質金利4%台)	99.340%	通貨スワップ
第10回 ユーロドル債	6. 10. 7	5億ドル	10年	7.875% (実質金利4%台)	99.788%	通貨スワップ
第11回 ユーロドル債	8. 3. 21	4億5,000万ドル	10年	6.125% (実質金利3%台)	99.235%	通貨スワップ
第12回 ユーロドル債	8. 10. 11	2億5,000万ドル	10年	7.125% (実質金利2%台)	99.980%	通貨スワップ
第1回 ユーロフレンチフラン債	9. 7. 22	17億フレンチフラン	10年	5.750% (実質金利2%台)	99.846%	通貨スワップ
第1回 ユーロユーロ債	11. 3. 18	1億5,000万ユーロ	10年	4.500% (実質金利2%台)	99.362%	通貨スワップ
第13回 ユーロドル債	11. 11. 30	1億6,000万ドル	10年	6.875% (実質金利1%台)	99.794%	通貨スワップ
第14回 ユーロドル債	13. 3. 9	1億7,000万ドル	10年	6.125% (実質金利1%台)	99.148%	通貨スワップ

イ 政府無保証外債

区 分	調印日	発 行 額	期間	表面利率	発行価格	備 考
第2回 ユーロユーロ債	16. 11. 1	1億6,000万ユーロ	30年	5.070% (実質金利2%台)	99.940%	通貨スワップ
第3回 ユーロユーロ債	17. 5. 31	2億9,400万ユーロ	27年	4.260% (実質金利2%台)	100.000%	通貨スワップ
第4回 ユーロユーロ債	17. 11. 24	1億5,000万ユーロ	30年	4.270% (実質金利2%台)	99.933%	通貨スワップ
第5回 ユーロユーロ債	18. 6. 19	3億4,400万ユーロ	27年	4.700% (実質金利2%台)	99.864%	通貨スワップ
第6回 ユーロユーロ債	20. 1. 29	3億1,800万ユーロ	27年	4.900% (実質金利2%台)	99.867%	通貨スワップ
第15回 ユーロドル債	24. 1. 25	6億5,000万ドル	5年	1.875% (実質金利1%未満)	99.873%	通貨スワップ
第16回 ユーロドル債	24. 6. 6	8億8,000万ドル	5年	1.750% (実質金利1%未満)	99.577%	通貨スワップ
第17回 ユーロドル債	25. 6. 4	10億ドル	5年	1.625% (実質金利1%未満)	99.514%	通貨スワップ
第18回 ユーロドル債	26. 5. 16	10億ドル	5年	2.125% (実質金利1%未満)	99.958%	通貨スワップ
第19回 ユーロドル債	27. 5. 15	10億ドル	5年	2.125% (実質金利1%未満)	99.873%	通貨スワップ
第1回 グローバルドル債	28. 5. 10	10億ドル	5年	2.000% (実質金利1%未満)	99.664%	通貨スワップ
第2回 グローバルドル債	29. 6. 1	5億ドル	5年	2.500% (実質金利1%未満)	99.981%	通貨スワップ
第3回 グローバルドル債	30. 5. 24	5億ドル	5年	3.250% (実質金利1%未満)	99.612%	通貨スワップ
第4回 グローバルドル債	元. 5. 21	10億ドル	5年	2.625% (実質金利1%未満)	99.837%	通貨スワップ
第5回 グローバルドル債	2. 7. 9	15億ドル	5年	0.750% (実質金利1%未満)	99.824%	通貨スワップ
第6回 グローバルドル債	3. 5. 11	10億ドル	5年	1.125% (実質金利1%未満)	99.956%	通貨スワップ
第7回 グローバルドル債	4. 6. 7	5億ドル	3年	3.375% (実質金利1%未満)	99.929%	通貨スワップ
第8回 グローバルドル債	5. 5. 23	5億ドル	3年	4.625% (実質金利1%未満)	99.732%	通貨スワップ
第20回 ユーロドル債	6. 5. 22	5億ドル	5年	4.750% (実質金利1%未満)	99.714%	通貨スワップ
第7回 ユーロユーロ債	6. 10. 16	3億ユーロ	5年	2.625% (実質金利1%未満)	99.764%	通貨スワップ
第21回 ユーロドル債	7. 4. 24	5億ドル	5年	4.250% (実質金利1%台)	99.502%	通貨スワップ

(2) 個人向け都債

回 次・区 分	調印日	発 行 額	期間	表面利率	発行価格	備 考
第1回 ユーロ豪ドル債	26. 12. 1	5,000万豪ドル	5年	3.570% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第2回 ユーロ豪ドル債	27. 12. 4	1億1,000万豪ドル	5年	3.130% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第3回 ユーロ豪ドル債	28. 12. 2	1億2,500万豪ドル	5年	2.740% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第4回 ユーロ豪ドル債	29. 12. 18	1億1,700万豪ドル	5年	2.550% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第1回 ユーロドル債	30. 12. 14	8,900万ドル	5年	2.910% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第2回 ユーロドル債	元. 12. 16	9,400万ドル	5年	1.600% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第5回 ユーロ豪ドル債	2. 12. 4	1億3,900万ドル	5年	0.410% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第6回 ユーロ豪ドル債	3. 12. 3	1億2,200万ドル	5年	1.830% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第7回 ユーロ豪ドル債	4. 12. 19	1億1,000万ドル	5年	3.630% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第8回 ユーロ豪ドル債	5. 12. 18	1億700万ドル	5年	4.060% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ
第9回 ユーロ豪ドル債	6. 12. 18	1億4,000万ドル	5年	3.880% (実質金利1%未満)	99.990%	通貨スワップ

(注)個人向け都債の名称は、第1回及び第2回ユーロ豪ドル債は「東京グローバル都債（外貨）」、第3回ユーロ豪ドル債は「東京環境サポーター債」、第4回ユーロ豪ドル債から第8回ユーロ豪ドル債までは「東京グリーンボンド（外貨）」、第9回ユーロ豪ドル債は「東京グリーン・ブルーボンド（外貨）」

(6) 宝くじ発売事務

東京都は、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）その他関係法令及び例規に基づき、宝くじを発売している。

発売している宝くじは、都が単独で発売する東京都宝くじ並びに都道府県及び指定都市が共同して発売する全国自治宝くじに分けることができる。

東京都分の年度別宝くじ事業実績は第12表のとおりであり、令和7年度の東京都分の発売計画では、東京都宝くじ及び全国自治宝くじ（本都分）で総額1,386億9,356万8千円の発売を予定し、約604億円（時効益金及び運用利益金を含む。）の収益を見込んでいる。

また、全国自治宝くじの共同発売に当たり、地方自治法第252条の2の2の規定に基づき、「全国自治宝くじ事務協議会」を設けている。

なお、宝くじの売りさばき、当せん金の支払等の事務は、東京都公報における公告により受託金融機関を募集し、委託している。

第12表 年度別宝くじ事業実績

年 度	東京都宝くじ					全国自治宝くじ（本都分）				
	発 売 額	消 化 額	消 化 率	発売益金	収 益 率	発 売 額	消 化 額	消 化 率	発売益金	収 益 率
	千円	千円	%	千円	%	千円	千円	%	千円	%
28	12,200,000	9,311,127	76.3	3,616,739	38.8	136,685,512	116,988,000	85.6	43,435,364	37.1
29	12,200,000	7,324,195	60.0	2,483,167	33.9	131,396,180	99,928,544	76.1	38,035,293	38.1
30	10,800,000	6,508,653	60.3	2,373,116	36.5	141,307,897	112,861,557	79.9	42,845,520	38.0
元	9,800,000	7,037,262	71.8	2,645,053	37.6	132,083,152	107,796,208	81.6	41,800,769	38.8
2	10,300,000	5,983,121	58.1	2,091,183	35.0	132,703,877	96,719,803	72.9	35,438,103	36.6
3	10,600,000	6,594,871	62.2	2,509,374	38.1	127,708,281	95,938,189	75.1	36,167,441	37.7
4	10,250,000	6,080,928	59.3	2,033,373	33.4	127,601,306	95,300,867	74.7	35,514,755	37.3
5	10,050,000	5,547,878	55.2	1,726,649	31.1	127,614,638	96,886,709	75.9	35,780,154	36.9
6	10,040,000	5,245,428	52.2	1,591,808	30.3	128,822,817	88,408,482	68.6	31,991,437	36.2
7 予	9,460,000	9,460,000	100.0	3,973,000	42.0	129,233,568	129,233,568	100.0	54,270,000	42.0

年 度	計							
	発 売 額	消 化 額	消化率	収益金				
				発売益金	収益率	時効益金	運用利益金	合 計
	千円	千円	%	千円	%	千円	千円	千円
28	148,885,512	126,299,127	84.8	47,052,103	37.3	3,038,750	1,135	50,091,988
29	143,596,180	107,252,739	74.7	40,518,460	37.8	2,595,847	712	43,115,019
30	152,107,897	119,370,210	78.5	45,218,636	37.9	2,217,021	724	47,436,381
元	141,883,152	114,833,470	80.9	44,445,822	38.7	2,565,225	821	47,011,868
2	143,003,877	102,702,924	71.8	37,529,286	36.5	2,026,282	760	39,556,328
3	138,308,281	102,533,060	74.1	38,676,815	37.7	2,385,502	686	41,063,003
4	137,851,306	101,381,795	73.5	37,548,128	37.0	1,960,970	609	39,509,708
5	137,664,638	102,434,587	74.4	37,506,804	36.6	2,074,173	645	39,581,621
6	138,862,817	93,653,910	67.4	33,583,246	35.9	2,673,517	6,240	36,263,002
7 予	138,693,568	138,693,568	100.0	58,243,000	42.0	2,133,000	9,992	60,385,992

3 財 産 運 用 部

(1) 概 説	77
(2) 公有財産に関する総合調整	77
(3) 公有財産の有効利用	82
(4) 旧こどもの城の敷地の活用	85
(5) 普通財産の管理及び処分	85
(6) 評 価 事 務	90
(7) 測 量 事 務	95
(8) 用地等取得事務	99
(9) 土 地 収 用	100
(10) 国有財産の管理	101

(1) 概 説

財産運用部は、公有財産の取得、管理及び処分について、これを処理するための制度を整え、必要な調整を行うなどの総合調整事務を行っている。このほか、各種事業用不動産の買入れ、交換等一連の取得事務を集中処理（道路、河川等他の局に属するものを除く。）している。

また、事業用不動産の取得、普通財産の管理及び処分並びに行政財産の管理のための評価事務、測量事務及び境界確定事務を行っている。

一方、保有財産については、一般競争入札等による売却を行うほか、事業用定期借地などにより利活用を図っている。

(2) 公有財産に関する総合調整

都の財産は、公有財産、物品、債権及び基金から成る。このうち、財産運用部で管理しているものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定されている公有財産であり、その取得、管理及び処分については、地方自治法、条例、規則等に基づいて行っている。

ア 総合調整

公有財産に関する総合調整は、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）に基づき財務局長が行うものであり、この事務を財産運用部が分掌している。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 公有財産に関する制度を整えること。

(イ) 公有財産の取得、管理及び処分について必要な調整を行うこと。

(ウ) 公有財産表を作成すること。

(エ) 公有財産について報告を求め、実地調査し、又はその結果に基づき必要な措置を講じるよう求めること。

なお、各局長等に対し報告を求めているものには、災害等による損害通知等がある。

また、行政委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関が権限を有するものに対しても、地方自治法に基づき総合調整を行っている。

東京都公有財産の現況は、第13表のとおりである。

第13表 東京都公有財産の現況

（令和7年3月31日現在）

種類	一般財産		一部適用事業用財産		全部適用事業用財産		合計	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
土地	千㎡ 91,397	千円 8,842,325,292	千㎡ 12,819	千円 1,402,499,144	千㎡ 278,227	千円 1,053,628,851	千㎡ 382,443	千円 11,298,453,287
建物	千㎡ 27,731	千円 2,588,683,341	千㎡ 1,563	千円 236,222,759	千㎡ 3,172	千円 536,677,215	千㎡ 32,466	千円 3,361,583,315
工作物	—	699,721,656	—	526,121,410	—	6,236,520,695	—	7,462,363,761
立木	—	845,591	—	1,673,721	—	2,815,859	—	5,335,172
船舶	隻 30	3,037,595	隻 7	1,168,922	隻 17	222,780	隻 54	4,429,296
航空機	機 14	720,835	—	—	—	—	機 14	720,835
浮標・浮桟橋・浮ドック	—	3,351,627	—	—	—	—	—	3,351,627
地上権等	—	5,886,390	—	—	—	492,453	—	6,378,843
特許権等	—	12,899,933	—	52,124	—	—	—	12,952,058
株式等	—	240,508,218	—	112,417,238	—	28,572,031	—	381,497,487
出資による権利	—	1,316,810,251	—	6,000	—	2,240,127	—	1,319,056,378
不動産の信託の受益権	—	263,414,181	—	—	—	—	—	263,414,181
有価証券の信託の受益権	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	13,978,204,911	—	2,280,161,318	—	7,861,170,012	—	24,119,536,240

（注1） 一般財産の土地、建物などの価格は、東京都公有財産規則の規定に基づき、毎年改定しており、現価格は、令和7年3月31日に改定したものである。

なお、各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある。

（注2） 一部適用事業用財産の土地・建物などの価格は、各財務規則の規定に基づき管理している価格であり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を基に作成する決算書類の計数と一致しないことがある。

（注3） 一部適用事業用財産及び全部適用事業用財産の減価償却対象財産の価格は、地方公営企業法が適用される各会計の規定に基づき、毎年減価償却を行っており、現価格は令和7年3月31日の減価償却後のものである。

（凡例） 表頭の一部適用事業用財産とは、地方公営企業法の一部が適用される事業の財産であり、中央卸売市場事業等の財産を指す。全部適用事業用財産とは、地方公営企業法が全部適用される事業の財産であり、交通事業、水道事業、下水道事業等の財産を指す。また、一般財産とは、それ以外の公有財産であり、学校、公園、庁舎等の財産を指す。

イ 東京都公有財産管理運用委員会及び財務局財産運用部長協議

公有財産の管理及び処分の適正を図り、その効率的運用を行うため、東京都公有財産管理運用委員会規則（昭和39年東京都規則第94号）に基づき、東京都公有財産管理運用委員会を設置している。この委員会は、財務局長を委員長とする9人で構成し、毎月定期的に開催（令和6年度は11回）し、次の事項を調査審議している。

- （ア）公有財産の管理及び処分の方針に関すること。
- （イ）行政財産の使用許可並びに使用料の減額及び免除に関すること。
- （ウ）行政財産である土地等の貸付け（土地に地上権又は地役権を設定する場合を含む。）並びに貸付料及び権利金の減額及び免除に関すること。
- （エ）普通財産の貸付け（貸付け以外の方法により使用させる場合を含む。）並びに貸付料、権利金及び敷金の減額及び免除に関すること。
- （オ）普通財産の売払い及び譲与並びに売払価格の減額に関すること。
- （カ）普通財産の交換、出資及び支払手段としての使用に関すること。
- （キ）普通財産の信託に関すること。

なお、（ア）から（キ）までの事項のうち、軽易な定例的事案で特に知事が指定するものについては、その効率的処理を図るため、委員会に付議することなく財務局財産運用部長に協議の上、各局長等が処理することとしている。

また、行政財産の用途廃止、建物の取壊し等公有財産管理上重要な内部処理事務についても財産運用部長に協議することとしている。

東京都公有財産管理運用委員会審議状況は第14表、財務局財産運用部長協議状況は第15表のとおりである。

第14表 令和6年度 東京都公有財産管理運用委員会審議状況

事 項	土地	建物	その他	計
管 理 及 び 処 分 の 方 針	6 件	16 件	2 件	24 件
使 用 許 可	1	8	0	9
貸 付 け	19	13	15	47
売 払 い	2	1	1	4
譲 与	3	9	2	14
交 換	0	0	0	0
信 託	0	0	0	0
その他（地上権その他権利の設定等）	1	0	0	1
計	32	47	20	99

第15表 令和6年度 財務局財産運用部長協議状況

事 項	土地	建物	その他	計
使 用 許 可 ・ 使 用 承 認	377 件	319 件	32 件	728 件
貸 付 け	400	50	29	479
売 払 い	30	1	1	32
譲 与	55	1	4	60
交 換	5	0	0	5
所 管 換	32	66	18	116
用 途 変 更	0	0	0	0
用 途 廃 止	87	47	68	202
取 壊 し	1	39	62	102
引 継 ぎ	17	3	4	24
著 作 物 の 利 用 許 諾	0	0	462	462
そ の 他	48	3	13	64
計	1,052	529	693	2,274

ウ 公有財産に関する制度の整備

財務局長の有する総合調整機能の一環として、公有財産を常に適正に管理運用するため、法律の制定改廃に伴う関係規程の整備を行うとともに、既存の条例、規則等を常時検討し、その整備に努めている。

エ 知的財産権

都においては、公有財産のうち地方自治法第238条第1項第5号に掲げる特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利を知的財産権とし、当該権利を取得した各局の長がその管理及び処分について分掌することと規定している（東京都公有財産規則第5条の2）。

近年では、知的財産を経営に活かす意識が高まり、産学公連携による特許の共同利用や著作物のインターネット上での利用など利用方法の多様化がみられるとともに、利用される件数も増加している。このため、不正使用や模倣による権利侵害を防ぎ、都の知的財産権を適正に管理・活用することを目指し、各局に対する権利処理の調整や指導を行っている。

オ 「施設整備計画書」等を基にした財産の総合調整

各局における今後の施設整備計画を把握し、都有財産の効率的活用を行っていくため、平成13年度から毎年1回、各局に対し施設整備計画書の作成を依頼している。この計画書を基にヒアリングを行い、既存施設の活用が可能か、計画が技術的見地から適正であるか等について主計部及び建築保全部と連携して検討し、全庁的視点から財産の有効活用やコストの縮減を図るべく調整している。

カ 公有財産取得事前協議制度

公有財産の効率的取得及び取得後の管理の適正を図るため、公有財産関係の条例及び規則の施行について（依命通達）（昭和39年4月1日付39財管一発第149号）に基づき、取得する用地については、実地調査し、必要な調整を行っている。

なお、令和6年度における事前協議実績は、第16表のとおりである。

第16表 令和6年度 事前協議実績

協議件数	土地所有者数	協議面積
14 件	19 名	20,835.26㎡

キ 公共用地取得の調整（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出・申出に係る土地、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく申出に係る土地及び民有地等の買取照会）

各局の事業の目的、緊急性等の諸条件を勘案して調整し、民有地等の買取りを各局に照会するなど公共用地の取得の円滑化を図っている。

ク 国有財産の連絡調整

都の事務事業のために国有財産を利用する必要がある場合、国と都の連絡窓口として、各局への未利用国有地の情報提供、国有財産の譲受け、借受け、交換等に係る調整を行う。

現在調整している主な国有地としては、国の行政機関移転跡地、返還基地跡地等があるが、それらの処理状況は次のとおりである。

(ア) 国の行政機関移転跡地等について、都における利用が見込まれるものは、各局、区及び市とも連絡調整を図りつつ、国の関係機関と折衝を進めている。

(イ) 返還基地跡地については、平成15年6月に留保地の取扱いが「原則留保」から「原則利用」に変更されたため、今後とも土地利用構想に従い、調整に努めていく。

国有財産連絡調整事務処理状況は、第17表のとおりである。

第17表 令和6年度 国有財産連絡調整事務処理状況

事 項	土 地	
	件 数	面 積
買 収	3 件	12,182.10 m ²
譲 受 け	13	514.22
借 受 け	0	0
計	16	12,696.32

(3) 公有財産の有効利用

財務局では、昭和56年4月、未利用都有地の有効活用を図ることを目的に、土地バンク制度を発足させた。これは、各局等の未利用地を財務局に一元的に集中させ、都有地の高度有効活用を図るものであり、各局等で未利用となった土地、建物等を引き継ぎ、都の組織内部での再利用に供するほか、都の組織外部の者への貸付け、売却等を行っている。

令和6年度における財務局に引き継がれた財産の実績は33件である。

ア 財産情報システムの運用

財務局では、昭和57年4月に、土地バンク制度を円滑に運用するため「土地バンク電算システム」を導入し、以後、未利用の都有財産の有効活用を支援するためのシステムとして運用を行ってきた。

しかし、公有財産を取り巻く環境・ニーズが変化し、財産の利活用の促進がこれまで以上に求められる状況となったこと、また、平成18年度に公会計制度が導入されることとなったことから、「財産情報システム」を平成18年4月から稼動した。

このシステムの目的は、第一に、これまでの紙様式の台帳を電子データ化して、個別財産の検索や財産統計の処理などの管理事務を効率化すること、第二に、財務諸表の作成に必要な財産情報を

財務会計システムに提供することで新たな公会計制度に寄与すること、第三に、各局の財産情報を共有化することにより、全庁的な財産の利活用を一層推進することである。

これらの目的に沿うよう、登録する項目についても財産の規模や価格などの従来の基本的な事項に加え、用途地域などの都市計画情報等を新たに追加した。

また、地図情報とリンクさせて、財産の位置及び付近の状況が一目で分かるようにするとともに、各局において都有財産全体の情報を閲覧できるものとした。

イ 都有財産の利活用について

財務局では、平成12年度に「財産利活用総合計画」を策定し、不用な財産の有効活用や未利用地の売却等に努めた結果、目標の1,000億円を上回る約1,400億円の売却実績を上げた。

平成15年度には「第二次財産利活用総合計画」を策定し、売却だけでなく、多様な活用について取組を行った。

その後、平成19年6月には、財政再建を達成した都財政の状況や地方自治法改正による行政財産の貸付範囲の拡大など、都有財産を取り巻く諸環境の変化に対応した新たな視点からの財産利活用を推進するため、「今後の財産利活用の指針」を策定し、多様な利活用に取り組んできた。

こうした中、平成28年9月には、「待機児童解消に向けた緊急対策」に基づき、都有地を活用した保育所等の整備を一層推進するため、全庁横断的な検討組織として「都有地活用推進本部」を設置し、保育所等として活用可能性のある都有地を全庁的に洗い出し、区市町村に情報提供するなど、喫緊の課題解決に向けて都有財産の更なる利活用を進めてきた。

また、平成29年2月には、都有施設の総合的かつ計画的な管理を推進していくため、「都有施設等総合管理方針」（令和4年3月一部改訂）を策定し、財産利活用の実施方針として、「計画的な維持更新に向けた用地の確保等」、「都政を取り巻く喫緊の課題に対応するための財産利活用」及び「都有財産の適切かつ効率的な管理と情報公開の徹底」を示した。

さらに、平成31年1月には、都が保有する不動産等の中長期的・戦略的な有効活用を図るべく全庁的な財産利活用を進める仕組みとして「財産利活用プロジェクトチーム」を設置し、未利用都有地の情報や利活用方策などを全庁的に共有している。

一方で、令和5年4月には、「都有地活用推進本部」の設置要綱を一部改正し、同本部における都有地の活用対象をそれまでの保育所等の整備に加え、その他の都と区市町村が連携して取り組む広域的な行政課題等にも拡大し、未利用都有地を活用した都の施策実現や区市町村支援の推進を図ることとしている。

今後も引き続き、将来的な都有施設の更新需要を踏まえつつ、全庁的な財産利活用を進めると

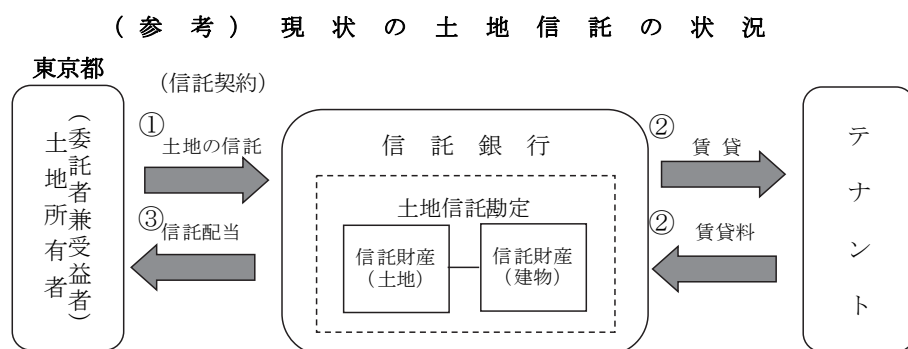
ともに、民間の知恵と力を活かした取組を推進し、具体的な利活用に至っていない財産の効果的な活用方策を検討し取りまとめるなど、都府財産の一層の有効活用を図っていく。

ウ 土地信託の導入

都では、都府地の有効利用を図る見地から、昭和61年7月「新宿副都心3号地の2」へ土地信託制度を導入する方針を決定し、平成2年7月に供用を開始した（新宿モノリス）。

その後、4つの信託事業を行い、日大講堂跡地（両国シティコア）、大久保病院跡地（東京都健康プラザ）、青山車庫跡地（コスモス青山）及び勝どき一丁目地区（勝どきサンスクエア）全てにおいて、供用を開始した。このうち、勝どきサンスクエアについては令和4年2月に信託受益権を売却し、信託事業を終了している。

なお、土地信託による都府地の活用状況は、第18表のとおりである。



- ① 土地所有者は、信託銀行と信託契約を締結し、土地を信託する。
- ② 信託銀行は、テナントと賃貸借契約を締結し、建物の賃貸事業を行う。
- ③ 信託銀行は、テナントからの賃料収入の中から、諸経費・信託報酬等を差し引き後借入金を返済の上、収益を信託配当として土地所有者に交付
- ④ 信託期間満了後、土地所有者に土地、建物及び債権債務を継承

第18表 土地信託一覧

（令和7年3月31日現在）

名称等	信託目的	施設概要・受託者	契約期間
新宿モノリス （新宿副都心3号地の2） 新宿区西新宿二丁目3-1	賃貸用事務所ビル（インテリジェントビル）を建設し、管理・運用する。	地積 7,166.59㎡ 延床面積 90,451㎡ 地上30階 地下3階 みずほ信託銀行	昭和62年4月1日 ～令和7年11月26日
両国シティコア （日大講堂跡地） 墨田区両国二丁目2-10	賃貸用業務施設ビルを建設し、管理・運用する。	区分所有建物 地積 5,525.53㎡のうち 持分2,726,635/3,374,368 延床面積 27,266㎡（共有部分除く。） 地上18階 地下2階 みずほ信託銀行	平成元年1月20日 ～令和9年7月28日

東京都健康プラザ （都立大久保病院跡地） 新宿区歌舞伎町二丁目 461-1ほか	東京都健康プラザ（公私が連 携して都民の健康づくりを 総合的に進める拠点）を建設 し、管理・運用する。	地積 10,185.31㎡ 延床面積 83,495㎡ 地上18階 地下4階 三菱UFJ信託銀行	平成元年6月1日 ～令和10年6月29日
コスモス青山 （青山車庫跡地） 渋谷区神宮前五丁目53-15	東京ウィメンズプラザ及び 賃貸用業務施設ビルを建設 し、管理・運用する。	地積 10,645.83㎡ 延床面積 41,027㎡ 地上5階 地下4階 みずほ信託銀行	平成元年11月24日 ～令和7年9月28日

(4) 旧こどもの城の敷地の活用

令和元年9月に国から取得した旧こどもの城（旧国立総合児童センター）の敷地及び周辺都有地の歴史、変遷並びに「神宮前五丁目地区まちづくり検討会」等での意見を参考に、神宮前五丁目地区のまちづくりの将来像や進め方を示す「神宮前五丁目地区まちづくり方針」を令和7年4月に策定した。現在、具体的な計画内容など民間事業者からの提案募集に必要な条件を整理する等、事業実施に係る検討を進めている。

旧こどもの城の敷地の概要については、第19表のとおりである。

第19表 旧こどもの城の敷地の概要

（令和7年3月31日現在）

所在地	敷地面積	延床面積	構造	階数	しゅん功年月
東京都渋谷区神宮前 五丁目53番1号	9,924.62 ㎡	41,699.87 ㎡	鉄骨造、鉄骨・鉄筋 コンクリート造	地上13階 地下4階	昭和60年9月

(5) 普通財産の管理及び処分

ア 普通財産の区分

普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（地方自治法第238条第3項及び同条第4項）。

財産運用部では、普通財産を「保有財産」、「貸付財産」及び「管理不適正財産」の3つに分類して管理している。

(ア) 保有財産

保有財産とは、貸付財産及び管理不適正財産以外の財産をいい、用途廃止や未利用のため各局から引き継がれた土地（建物を含むものもある。）及び先行取得した土地を、財務局において集中管理しているものの総称である。

財産運用部では、各局が事務事業用地として利用するよう調整を行い、有効活用を図っている。

また、都で使用する見込みがないものについて、区市町村の取得希望がある場合はそれに応じて売却し、取得希望がない場合は一般競争入札等により民間に売却している。

(イ) 貸付財産

貸付財産とは、賃貸借契約若しくは無償貸付契約又は地上権設定契約等に基づき、都以外の者に主に建物所有を目的として貸し付けている財産をいう。その多くは、明治・大正から昭和初期にかけて貸し付けた埋立地、河岸地及び公園予定地であった土地である。

河岸地は、都市計画事業の財源とするための収益を目的として維持され、その処分は禁止されていたが、昭和43年の都市計画法（昭和43年法律第100号）改正（処分禁止規定を削除）後は、借地人の買受け希望に応じて売却している。

(ウ) 管理不適正財産

管理不適正財産とは、現に権原を有しない者によって占有されている財産である。その大部分は、終戦直後の社会的混乱期に適正な手続がなされないまま使用開始されたなど、複雑な経緯を伴うものである。

令和7年度における財産運用部所管の主な普通財産は、第20表のとおりである。

第20表 財務局財産運用部所管普通財産

（令和7年3月31日現在）

区 分	種 類	件数（件）	数 量（㎡）	台帳価格（千円）
保 有 財 産	土 地	612	4,654,732.87	160,911,763
	建 物	25	50,134.61	306,245
	工 作 物	51	—	624,322
	立 木	—	—	—
	株 式 等	1	—	1,598,329
	そ の 他	12	—	184,631,399
	（ 小 計 ）	（701）	—	（348,072,059）
貸 付 財 産	土 地	894	216,616.24	137,515,333
不 適 正 財 産	土 地	225	58,540.78	4,570,885
合 計		1,820	—	490,158,276

（注）各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある。

イ 普通財産の管理

(ア) 保有財産

保有財産については、各局との財産の引継ぎ、所管換、移管のほか、維持・保全、運用等の管理業務を行っている。これらのうち、維持・保全等に係る業務全般については、平成13年度から公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。

(イ) 貸付財産

貸付財産については、賃貸借契約の更新、借地権承継、借地権譲渡、建物新增改築及び使用目的変更等の承認事務を行っている。

また、平成14年度からは、保有財産と同様、維持、保全等に係る業務全般について、公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。

貸付地の貸付料については、平成20年度に公租公課相当額をベースとした改定方法を導入し、原則3年毎に改定を行っている。

普通財産貸付状況（有償分）は、第21表のとおりである。

第21表 普通財産貸付状況（有償分）

（令和7年3月31日現在）

種 類	相手方数（人）	数量（㎡）	貸 付 料	
			年額（千円）	㎡当たり平均月額（円）
土 地	585	243,336.06	3,876,698	1,328
建 物	1	842.02	13,300	1,316

（第22表記載の一時貸付を除く。）

（注）各計数は表示単位未満を四捨五入している。

(ウ) 管理不適正財産

管理不適正財産については、個別案件ごとの原因を十分検討し、それぞれの事情に応じて住民と交渉を行うなどにより、管理の適正化に努めている。

ウ 普通財産の処分等

財産運用部では、普通財産について、売払い、交換、譲与等の処分や所管換を行っているほか、貸付けにより有効活用を図っている。

(ア) 売払い

普通財産の売払いについては、一般競争入札又は随意契約により行っている。

一般競争入札は、平成9年度に主に保有財産の売払いを対象として導入した。

また、平成13年度末からは、落札されなかった物件の売払いの促進のため、先着順又は媒介委託の手法を導入している。

なお、随意契約は、契約の相手方が特定される場合、狭小不整形などのため入札に適しない場合等に行っている。

(イ) 交換

交換については、都において公用又は公共用に供するため、都以外の者の所有する財産を必要とするとき等に行っている（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年東京都条例第25号）第2条）。

(ウ) 譲与

譲与については、道路として使用している土地を引き続き当該道路の敷地として使用するため、区市町村に譲渡するとき等に行っている（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条）。

(エ) 所管換

所管換とは、公有財産の有効活用のために調整等を行った結果、各局において事業用地として利用されることとなった財産の所管を、財務局長から当該局長に移すことをいう。

なお、異なる会計間における所管換については、原則有償で行う。

(オ) 貸付け

将来的な行政需要が見込まれるまでの有効活用を目的として、都が推進する施策との連動にも配慮しながら、事業用定期借地などの手法による貸付けを行っている。

また、行政目的での活用や、売払い等の処分に支障のない範囲で、短期間の一時的な貸付けを行うことでも財産の有効活用を図っている。

令和6年度における財産運用部所管普通財産の処理実績は第22表、普通財産（土地）の売払いの内訳は第23表、一般競争入札（売払い）の実施結果は第24表のとおりである。

第22表 令和6年度 普通財産処理実績

区 分	種 類	売払い・有償移管			交 換		
		処理数	数量（㎡）	契約金額（円）	処理数	数量（㎡）	金額（円）
保 有	土 地	17	23,630.69	5,738,194,053	—	—	—
	建 物	1	6,529.68	—	—	—	—
	工 作 物	2	—	36,805,000	—	—	—
	立 木	—	—	—	—	—	—
	株 式 等	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸 付	土 地	20	2,383.22	624,558,024	—	—	—
不適正	土 地	13	640.24	38,756,128	—	—	—

区 分	種 類	譲 与		所 管 換		有 償 貸 付（一時貸付等）	
		処理数	数量（㎡）	処理数	数量（㎡）	処理数	数量（㎡）
保 有	土 地	1	12.44	8	291,312.24	153	240,568.11
	建 物	—	—	1	223.58	3	7,318.08
	工 作 物	—	—	14	—	—	—
	立 木	—	—	1	—	—	—
	株 式 等	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸 付	土 地	1	846.00	—	—	—	—
不適正	土 地	—	—	2	48.90	7	4.92

区 分	種 類	無 償 貸 付（一時貸付）		使 用 承 認		合 計	
		処理数	数量（㎡）	処理数	数量（㎡）	処理数	数量（㎡）
保 有	土 地	10	377,410.57	43	212,306.43	232	1,145,240.48
	建 物	—	—	6	4,988.06	11	19,059.40
	工 作 物	—	—	—	—	16	—
	立 木	—	—	—	—	1	—
	株 式 等	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸 付	土 地	—	—	—	—	21	3,229.22
不適正	土 地	1	7.90	—	—	23	701.96

（注）1 第21表記載の普通財産貸付に係る貸付を除く。

2 売払い・有償移管は、財務局が6年度に処分をした実績であり、他会計計上分等（土地等5件、1,082.15㎡、81,372,540円）を含む。

第23表 令和6年度 普通財産（土地）の売払い内訳

① 一般競争入札（全て保有財産）

区 分		件 数	面 積（㎡）	金 額（円）
契 約 総 数		2	1,617.72	560,350,000
内 訳	5 年 度 落 札 分	—	—	—
	6 年 度 落 札 分	2	1,617.72	560,350,000

② 随意契約

区 分		件 数	面 積（㎡）	金 額（円）
保 有 財 産		15	22,012.97	5,177,844,053
貸 付 財 産		20	2,383.22	624,558,024
管理不適正財産		13	640.24	38,756,128
合 計		48	25,036.43	5,841,158,205

第24表 令和6年度 一般競争入札（売払い）の実施結果

区 分		件 数	面 積（㎡）	契約金額（円）
入 札 総 数		2	1,617.72	—
内 訳	落 札 さ れ た も の	2	1,617.72	560,350,000
	6 年 度 契 約 締 結	2	1,617.72	560,350,000
	7 年 度 契 約 締 結	—	—	—
	申 込 み な し	—	—	—

(6) 評 価 事 務

ア 評価算定事務

不動産の取得、処分、交換、使用許可、借入れ、貸付け等に伴う評価事務及び建物その他物件の移転除却に伴う補償料の算定事務を行っている。

また、評価権を有する他の局との評価額の均衡を図り、都としての評価の一体性を確保するための価格の調整を行っている。

令和6年度の評価事務の実績は、第25表のとおりである。

なお、評価算定事務の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 土地、借地権等の評価

不動産の取得、処分、交換、使用許可、借入れ、貸付け等のために行う評価

(イ) 建物等の評価

建物等の使用許可、借入れ、貸付け、処分等のために行う評価

(ウ) 建物その他物件の移転除却に伴う補償料の算定

公共事業の用地取得における建物、工作物その他物件の移転等に伴って通常生じる損失の補償料の算定

第25表 令和6年度 評価事務実績

① 土地、借地権等の評価

区 分	件 数	面 積
取 得	17 件	40,717 m ²
処 分	53	9,968
交 換	6	3,166
使用料・貸付料	1,321	1,312,422
賃 借 料	90	95,706
そ の 他	6	26,501
計	1,493	1,488,479

② 建物等の評価

区 分	件 数	面 積
現 在 価 格	0 件	0 m ²
使用料・貸付料	543	99,753
賃 借 料	204	99,293
そ の 他	5	46,508
計	752	245,554

（注）各計数は、表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

イ 東京都の事業の施行に伴う損失補償基準に関する事務

公共事業を実施する各起業者が適正かつ統一的な補償を行うため、全国の統一基準として公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日付閣議決定）が定められている。これに基づき、都においても、東京都の事業の施行に伴う損失補償基準（昭和38年9月30日付38財用評発第5号）及び損失補償基準実施細目（昭和38年9月30日付38財用評発第5号）を制定し、都が公共事業を実施する場合には、全てこれらに基づき補償を行っている。

なお、都の土地評価算定をよりの確にするための統一的基準として、東京都土地評価事務処理要

領（昭和63年3月31日付62財用評第30号）を定めている。

ウ 東京都財産価格審議会

この審議会は、東京都財産価格審議会条例（昭和28年東京都条例第26号）に基づき、知事の諮問に応じ、公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関して適正な価格及び料金の評価を行い、答申している。

審議会は、知事が委嘱する9人の学識経験者と知事が任命する2人の都職員により組織されている。会議は、毎月の定例会のほか随時臨時会を開催し、各局から提案される諮問議案を審議している。

令和6年度の東京都財産価格審議会の審議状況は、第26表のとおりである。

第26表 令和6年度 東京都財産価格審議会審議状況

① 審議状況

区 分	回数・件数
会議開催	7 回
現地調査	0 回
審議案件	14 件（会議1回当たり平均件数2.0件）

② 審議の内訳

財産別 内容別	土 地	建 物	工作物等	計
使 用 料	0 件	0 件	0 件	0 件
貸 付 料	2	0	0	2
賃 借 料	0	5	0	5
交 換 価 格	0	0	0	0
処 分 価 格	5	0	0	5
取 得 価 格	1	0	0	1
そ の 他	0	0	1	1
計	8	5	1	14

（注）1 工作物等（工作物、立木、船舶、航空機等）

2 その他（参考価格、他の補償の基礎となる価格等）

なお、軽易な事項で特に知事が指定するものについては、財務局財産運用部長に協議する（財務局長が評価するもの等は除く。）ことにより、審議会への付議を省略している。

令和6年度の財務局財産運用部長協議件数は327件（土地287件、建物0件、工作物等0件、その他40件）である。

エ 国土利用計画法関係事務

国土の利用計画を策定し、土地取引の規制その他土地利用の調整を行うことを目的とする国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づき知事が執行する事務のうち、基準地の標準価格を判定する事務及び価格審査事務を所管している。

その事務の内容及び執行状況については、次のとおりである。

（ア）基準地の標準価格判定事務

この事務では、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定により、知事が毎年1回基準地の標準価格（以下「基準地価格」という。）を判定するため、昭和50年以降、毎年実施している。

この基準地価格は、地価公示価格（地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づき国が毎年1回公示している価格）と同様、公表することにより、一般の土地の取引価格の指標として利用されている。また、公共用地を取得する際の適正な補償金の額の算定等に使用されている。

対象区域は都内全域で、令和6年は宅地等1,277地点（市街化区域1,230地点、市街化調整区域14地点、非線引都市計画区域25地点、その他地域8地点）、林地11地点（市街化調整区域7地点、非線引都市計画区域2地点、その他区域2地点）の計1,288地点について、7月1日現在の適正な価格の調査を実施している。

なお、この調査結果は、毎年9月中旬から下旬に東京都ホームページにおける公表に加え、都民情報ルーム、都立中央図書館及び全区市町村の窓口に備えて、常時閲覧できるものとしている。

令和6年基準地価格用途別対前年変動率は、第27表のとおりである。

第27表 基準地価格用途別対前年変動率

(単位：％)

項目 地区 年次		全 地 域									
		住宅地		宅地見込地		商業地		工業地		全用途	
		6 年	5 年	6 年	5 年	6 年	5 年	6 年	5 年	6 年	5 年
区	都 心 5 区	9.6	4.5			10.7	4.3	4.2	2.2	10.4	4.3
	そ の 他 区	6.3	4.1			9.1	5.5	7.8	3.7	7.5	4.7
	全 域	6.7	4.2			9.7	5.1	7.5	3.6	8.2	4.6
多 摩 地 区	北多摩地区	3.8	2.8			5.5	3.6	5.1	5.3	4.2	3.0
	南多摩地区	2.7	1.7	0.3	0.2	3.9	2.5	8.3	7.0	2.9	1.9
	西多摩地区	1.0	1.1			1.5	1.2	7.2	6.7	1.4	1.5
	全 域	3.0	2.1	0.3	0.2	4.4	2.9	7.2	6.6	3.3	2.3
島 部		▲0.1	0.0	0.0	0.0	▲0.1	▲0.2			▲0.1	0.0
東 京 都 全 域		4.6	3.0	0.2	0.1	8.4	4.5	7.4	4.7	6.0	3.6

(注) 1 林地は、集計から除外した。

2 ▲印は、マイナスを示す。

(イ) 価格審査事務

a 監視区域に係る価格審査

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適切かつ合理的な土地利用の確保を図るため、監視区域における一定面積以上の土地取引について、事前届出を義務付け、知事が価格及び利用目的の審査、勧告等を行う制度を設けている（国土利用計画法第27条の6から第27条の9まで）。

都では、2,000㎡以上の土地取引について、価格及び利用目的の審査、勧告等を行っており、財務局ではそのうち価格の審査について所管している。

なお、現在同法により都知事が指定する監視区域は、小笠原村の都市計画区域（父島、母島）のみとなっている（小笠原村の監視区域の指定期間：令和7年1月5日から令和12年1月4日まで）。

令和6年度の監視区域に係る価格審査実績件数は、第28表のとおりである。

第28表 令和6年度 監視区域に係る価格審査実績件数

根 拠	区分	前年度から 繰越	受 付	審査前取下げ	処 理	審査中
国土利用計画法	届出	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

（注） 2,000㎡以上（500㎡以上2,000㎡未満の価格審査は、小笠原村長へ委任）

b 租税特別措置法施行令に基づく価格審査

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定により、国土利用計画法の適用のない1,000㎡以上の土地の譲渡に係る土地譲渡益重課税適用除外の「申出」については、価格審査を行うこととされている。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正により、適用除外措置が一部見直しとなり、土地譲渡益重課税適用規定の停止措置が令和8年3月31日まで延長されたため、現在、価格審査は行っていない。

(7) 測 量 事 務

財産運用部では、財務局が行う事業用地の取得、財務局及び各局等の公有財産管理者（以下「財産管理者」と総称する。）が所管する公有財産（道路、河川、埋立地等の事業用地を除く。）の利活用、管理及び処分等、都の行政運営上不可欠な財産管理業務に必要な測量事務を実施している。

また、財産管理者の要請に応じて現地調査への同行及び境界立会参画等における技術的な支援も行っている。

測量事務は、財産管理者から提出されるアの測量調査（依頼）に基づき開始し、各種の測量工種を組み合わせ作業を行い、必要な測量成果（測量図、登記図書等）を作成した後、依頼者である財産管理者に回答している。

ア 測量調査

測量調査は、財務局が行う用地取得や財産管理者の依頼に応じて都有財産の取得、管理及び処分並びに利活用に必要な測量成果を作成する事務である。

イ 現地調査

現地調査は、財産管理者が実施する行政財産自己点検、実地調査、用途廃止、所管換の事前調査

等に同行し、敷地の境界、測量図等との整合についての調査を技術的に支援する事務である。

ウ 境界表示

境界表示とは、財産管理者が保管する測量図に基づいて、当該測量図上の境界点を現地に復元し、表示する事務である。

エ 資料調査

資料調査は、測量調査等の実施に当たり、財産管理者が保管する所有地に関する資料のほか、所有地に隣接する公共物（道路、河川等）管理者が保管する各種資料を調査する事務である。

また、法務局（登記所）において、土地所有権等の権利に関する情報及び地図（公図）その他測量図の調査を行う事務も含まれており、それら各種資料を調査収集し整理活用する事務である。

オ 調査確認測量

調査確認測量は、各種資料に基づき測量対象土地に関する実測調査を行い、現地の状況を把握するとともに、所定の成果を得るために今後必要となる作業を検討し、内容を調整する事務である。

カ 土地境界確定・確認等の申請

土地境界確定・確認等の申請は、公共用地（主に、国から都及び区市町村へ譲与された道路、水路等）と所有地との境界確定・確認等を行うため各種申請書を作成し、実務取扱者として公共物管理者と境界立会協議の調整を行う事務である。

キ 境界立会

境界立会は、財産管理者が公共物管理者及び所有地の隣接土地所有者等（以下「相手方」という。）に境界確認の立会いを求めた場合に、境界合意が円滑に形成されるよう技術的に支援を行う事務である。

また、相手方から土地境界確認等を求められたときは、当該財産管理者とともに立会協議に参画し、技術的な支援を行う事務も含まれている。

ク 測量成果の点検

測量成果の点検とは、「キ 境界立会」のうち、相手方からの求めに応じて土地境界確認書等の取り交わしを行うに当たり、財産管理者の要請により、相手方が作成した測量図等の成果品が境界立会協議の合意内容に基づき作成されているか否かを検討し、技術的に点検する事務である。

ケ 図面作成

図面作成は、測量調査の成果品である敷地（用地）測量図のほかに、土地境界確定・確認等の申請に基づく成果品の土地境界図、隣接土地所有者と取り交わす土地境界確認書に添付する測量図等を作成する事務である。

コ 境界標識設置

境界標識設置は、測量調査の実施に伴い、公有財産管理上又は公共物管理上必要な境界点にコンクリート杭又は金属標識（簡易な金属プレート、測量^{びょう}鋸を除く。）を埋設する事務である。

サ 登記図書作成

登記図書作成は、公有財産の管理及び処分に必要な嘱託登記を行う際に、測量調査の成果に基づき、登記に必要な図面及び不動産調査報告書等図書を作成する事務である。

令和6年度の測量事務実績は、第29表のとおりである。

第29表 令和6年度 測量事務実績

処理件数

種別	件数	備考
直営	157 件	旧教職員住宅（諏訪）敷地測量調査ほか
委託	163 件	本所消防署緑出張所敷地測量調査ほか
計	320 件	

測量(依頼)内容別

工 種 別	依頼件数		規 模	備 考
測量調査	直営	7 件	3,227 m ²	測量筆数は直営9筆、委託84筆、 合計93筆 規模は測量面積
	委託	37 件	183,326 m ²	
	計	44 件	186,553 m ²	
現地調査 (財産調査含む。)	直営	5 件	22,939 m ²	規模は対象敷地（用地）面積
	委託	0 件	0 m ²	
	計	5 件	22,939 m ²	
境界表示	直営	5 件	159.86 m	規模は表示延長
	委託	0 件	0.00 m	
	計	5 件	159.86 m	
資料調査	直営	46 件	184 か所	件数は測量調査依頼箇所数 規模は資料の種類別
	委託	0 件	0 か所	
	計	46 件	184 か所	
土地境界確定・ 確認等申請	直営	1 件	91.64 m	規模は 公共用地境界確定等延長距離
	委託	28 件	2,189.66 m	
	計	29 件	2,281.30 m	
境界立会	直営	56 件	105 名	規模は関係土地所有者数
	委託	36 件	190 名	
	計	92 件	295 名	
測量成果の点検	直営	30 件	30 か所	規模は点検した図面の種類別
図面作成	直営	5 件	6 か所	規模は作成した図面の種類別
	委託	34 件	67 か所	
	計	39 件	73 か所	
境界標識設置	委託	6 件	15 か所	規模は境界石等埋設数
登記図書作成	直営	2 件	2 か所	規模は登記の種類・目的別
	委託	22 件	27 か所	
	計	24 件	29 か所	
合 計	320 件			

(8) 用地等取得事務

ア 用地等取得事務

事業用地等（保全緑地、小笠原諸島振興開発事業用地その他の事業用地等）の買収、交換、補償等に伴う土地所有者、物件所有者その他関係人との交渉、契約、登記等の事務を処理している。

(ア) 保全緑地

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づく、自然の保護を図るために必要な土地（自然環境保全地域、緑地保全地域、歴史環境保全地域等）

(イ) 小笠原諸島振興開発事業用地

小笠原諸島の振興開発事業に伴う道路、河川、福祉施設、国立公園等諸島内の用地

(ウ) その他の事業用地等

庁舎、事業所等の土地、建物等

令和6年度の用地取得実績（契約件数）は、第30表のとおりである。

第30表 令和6年度 用地取得実績（契約件数）

	事業名	件数	面積	金額
用途別	保全緑地	9件	25,658.56 m ²	952,594 千円
	小笠原諸島振興開発事業用地	0	0	0
	その他の事業用地等	5	11,760.30	4,254,997
	計	14	37,418.86	5,207,592
会計別	会計名	件数	面積	金額
	一般会計	13件	35,916.19 m ²	5,102,254 千円
	用地会計	1	1,502.67	105,337
	計	14	37,418.86	5,207,592

（注）各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある。

イ 用地会計

用地会計は、公共用地の取得を容易にし、事務・事業の円滑な推進を図るとともに、用地買収に関する経理を明確にするために設置された財産運用部で所管している特別会計である。

用地会計では、都債を財源とした先行取得のほか、定額資金を運用した弾力的かつ機動的な先行取得を行っている。

令和7年度の用地会計の用地買収費は、第31表のとおりである。

第31表 令和7年度 用地会計の用地買収費

区 分	金 額
単 独 事 業 用 地	55 億円
住 宅 用 地	0
道 路 用 地	0
河 川 用 地	2
公 園 用 地	27
再 開 発 用 地	0
下 水 道 用 地	0
港 湾 施 設 用 地	0
資 金	39
合 計	123

（注）各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある。

(9) 土 地 収 用

土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づき、同法第3条各号に該当する公共事業のために必要な用地等を収用又は使用するための事務を行っている。

主な事務は、次のとおりである。

- ア 事業準備のための土地立入許可及び公告
- イ 起業者・土地所有者等関係当事者間のあつせん、仲裁
- ウ 事業認定
- エ 国の事業認定縦覧手続
- オ 手続保留及び手続開始の告示
- カ 代執行
- キ 特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定
- ク 区市町村長等に対する収用事務に係る相談・指導

なお、令和6年度の土地収用事務処理状況は、第32表のとおりである。

第32表 令和6年度 土地収用事務処理状況

事務内容	件数
事業認定	0 件
国の事業認定縦覧手続	0
手続開始の告示等	1
代 執 行	0

平成13年の土地収用法の一部改正に伴い、事業認定庁として知事が公共事業のための土地収用に係る事業認定の判断を行うに際し、その中立性及び透明性を高めるため、第三者機関を設置して意見聴取を行う旨が規定された。そのため、平成14年度から東京都土地収用事業認定審議会条例（平成14年東京都条例第30号）に基づき、東京都土地収用事業認定審議会を設置している。この審議会は、知事から委員に任命された7人の学識経験者等をもって組織されている。

なお、第三者機関の意見を聴取しなければならないのは、利害関係人から意見書が提出され、かつ、その内容が、事業認定庁として知事が行おうとしている事業認定に関する処分と相反するものであるときに限られている。

本審議会の審議実績は、平成16年度及び平成22年度の各1回、合計2回となっている。

また、令和元年6月に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）が全面施行され、土地収用法の事業認定を受けた収用適格事業等の起業地又は事業地内にある特定所有者不明土地を収用等するときは、土地収用法に基づく権利取得裁決及び明渡裁決を一本化した裁定を知事が行えることとなっている。

(10) 国有財産の管理

地方自治法に定められた法定受託事務として、国土交通省所管国有財産の管理事務を行っている。ただし、建設局に対し平成16年4月1日付けで土地境界確定事務及び資料の整理保管・閲覧事務を、平成19年4月1日付けで建設局所管事業に係る国土交通省所管国有財産の管理事務を事務移管したため、財産運用部では、それらを除く国有財産を所管し、管理している。

具体的には、国有財産法（昭和23年法律第73号）、道路法（昭和27年法律第180号）等の法令に基づき、国土交通省所管国有財産に対しての境界確認立会い、区市町村への国有財産譲与等の財産管理事務及びこれらに伴う登記事務並びに国有財産に係る問合せ等に対応している。

令和6年度の国有財産管理事務処理状況は、第33表のとおりである。

第33表 令和6年度 国有財産管理事務処理状況

事 項	件数
用 途 廃 止	1 件
交 換	0
譲 与 （ 変 更 申 請 等 ）	47
開 発 行 為 に 伴 う 編 入 同 意	0
土 地 区 画 整 理 事 業 に 基 づ く 編 入 同 意 等	0
登記手続（地図訂正、所有権移転登記等の承諾）	7
土 地 区 画 整 理 事 業 に 伴 う 土 地 の 消 滅 ・ 帰 属	0
国 有 財 産 へ の 問 合 せ 等	15
国 有 地 立 会 依 頼 に 伴 う 境 界 確 認 立 会 い	3
合 計	73

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月から施行され、平成17年3月末日をもって、法定外公共物である里道・水路等の国有財産のうち、機能を有するものについて機能管理者である区市町村への譲与手続（国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号）がほぼ完了した。これにより、譲与された法定外公共物は区市町村が自治事務として機能管理及び財産管理を共に行うことになった。

また、道路法等特別法の適用を受ける法定公共物である国有財産についても、この法定外公共物の譲与手続と併せて区市町村に対し譲与の推進を図り、その手続は原則完了した。

しかし、区市町村等への譲与対象となる国有財産でありながら、譲与未了の場合の追加申請及び譲与受け後に生じた変更申請等の手続については、現在においても、国土交通省所管の第1号法定受託事務として財産運用部が行っている。

さらに、外部、関係部署等からの所管不明国有財産に関する問合せへの対応に加え、譲与した法定外公共物の財産管理を区市町村等が円滑に行うことができるよう、国土交通省等との連絡調整、資料及びノウハウを提供する等の支援を行うほか、相談にも応じている。

4 建 築 保 全 部

(1) 概 説	105
(2) 都有建築物の整備	105
(3) 技術管理事務	110
(4) 建築物保全事務	114
(5) 庁舎管理事務	114

(1) 概 説

建築保全部は、庁舎等都有建築物の設計及び施工、各局の保全業務への技術支援、本庁舎等の管理、運営、整備等を行っている。

主な事務は、次のとおりである。

- ア 各局からの工事施行委任に基づく建築工事等の設計及び監督並びに建設計画の調整
- イ 東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号）に基づく工事関係基準及び標準仕様書並びに工事積算単価等の設定
- ウ 建築工事等の技術に係る標準化及び調整並びに調査及び研究
- エ 東京都建築物等保全規程（平成10年東京都訓令第1号）に基づく保全関係基準及び標準仕様書並びに保全積算単価等の設定
- オ 建築物保全の技術に係る標準化、調整、調査及び研究
- カ 本庁舎の管理、運営及び整備並びに飯田橋庁舎及び総合庁舎等の財産管理

(2) 都有建築物の整備

建築保全部では、各局から委任を受け、教育・文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、庁舎等の建設並びに既設の都有建築物の改築及び改修、設備更新等の工事を施工している。

ア 基本指針

建築保全部では、都有建築物を適切かつ効果的に整備していくため、計画から維持管理までのライフサイクルを通じて最も基本的な7つの事項である、①整備目的の的確な反映（設計・建設条件の明確化）、②長寿命化の実現（品質確保の推進）、③コスト管理の徹底（総合的なコスト管理を踏まえた施設づくり）、④総合的な安全性の確保（災害に強い施設づくり）、⑤利用者の視点の重視（利便性の高い施設づくり）、⑥地域のまちづくりへの貢献（都市景観などに配慮した施設づくり）、⑦地球環境への配慮（総合的な環境施策を反映した施設づくり）を、「公共建築物整備の基本指針」としている。

イ 企画・計画段階からの関与

都有建築物の建設に当たっては、企画・計画段階から建設目的を明確にし、適切な条件整備を図っていくことが重要である。特に、特殊・大型施設の建築工事については、計画時における技術的な調査及び検討が極めて重要であることから、建築保全部では必要に応じて計画策定段階から参加し、局に対して設計と条件の整理、技術的・専門的な指導、助言等の技術協力を行っている。

(ア) 基本計画

基本計画では、計画諸条件の整理と類似計画の調査、分析等に基づき計画の目標を確立し、工

期や工事費に基づく複数の計画モデルを作成及び検討した上で、最適な規模、配置計画、平面計画及び構造方式を選定している。

（イ）工事予算調書

各局が施設整備計画書による都有建築物整備の予算要求を行う際に、局の依頼を受けてその資料となる工事予算調書を作成している。作成に当たっては、技術及びコストの面から技術的評価を行い、施設整備の適正化を図っている。

財務局見積りによる工事予算調書の作成依頼件数は、第34表のとおりである。

第34表 財務局見積りによる工事予算調書の作成依頼件数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
88 件	81 件	96 件	73 件	54 件

ウ 工事の設計及び監督

施行委任を受けた工事においては、基本設計から実施設計及び工事監督までを一貫して担当している。

（ア）基本設計

基本設計は、基本計画段階での検討を踏まえて、具体的な平面、立面及び断面の検討を行い、基本設計図にまとめ上げる。

また、空間計画の具体化と構造及び設備、防災システムの選択並びにコスト配分などの検討を行い、基本設計説明書、工事費概算書、透視図、模型等の作成を行う。

設計に当たっては、最適な設計者による質の高い設計を目指し、設計者の選定にプロポーザル方式を導入している。さらに、設計の質を向上させるため、設計レビュー（審査）及び設計VE（バリュー・エンジニアリング＝品質を確保しながらコストを下げるコスト管理手法）を実施している。

（イ）実施設計

実施設計は、基本設計を基に意匠設計図、構造計算、構造図、設備図及び仕様書を作成するほか、予定工事費の算出、耐久性、安全性等の総合的なチェック及び各種許認可の手続を行う。

（ウ）工事監督

工事監督は、工事請負契約の適正な履行及び工事品質を確保するため、契約書及び設計図書に基づき、工事受注者への指示、協議等を行うとともに、工事現場の立会い等により材料及び施工の検査を実施する。

また、近隣居住者への対応及び工事現場の安全確認を行うほか、法令遵守の確認、建設副産物のリサイクルの状況、不正軽油の排除など社会的要請に対応した業務を行う。

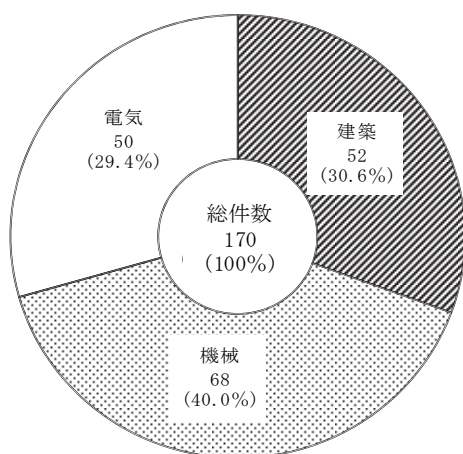
さらに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づく施工体制の適正化点検を厳正に行うとともに、完了後には工事成績評価を行い、業者指名等のデータ及び総合評価方式の評価に活用している。

エ 工事実績

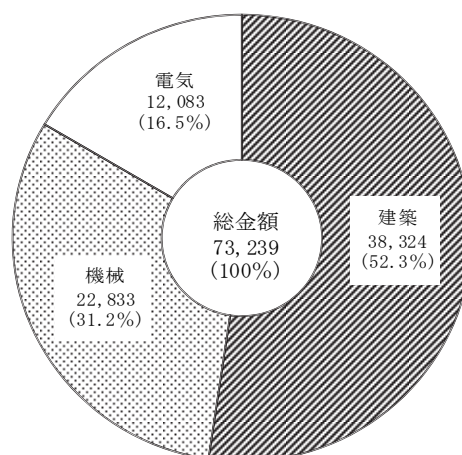
令和6年度工事執行状況（財務局自局施行工事を含む。）、年度別工事執行状況及び令和7年度主要工事施行状況は、それぞれ、第5図、第35表及び第36表のとおりである。

第5図 令和6年度 工事執行状況（財務局自局施行工事を含む。）

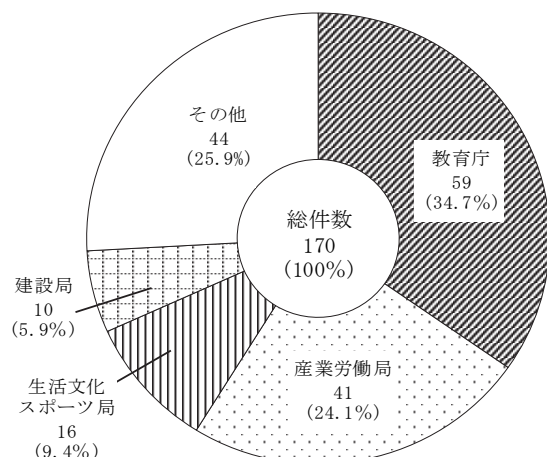
1 工種別工事件数（件）



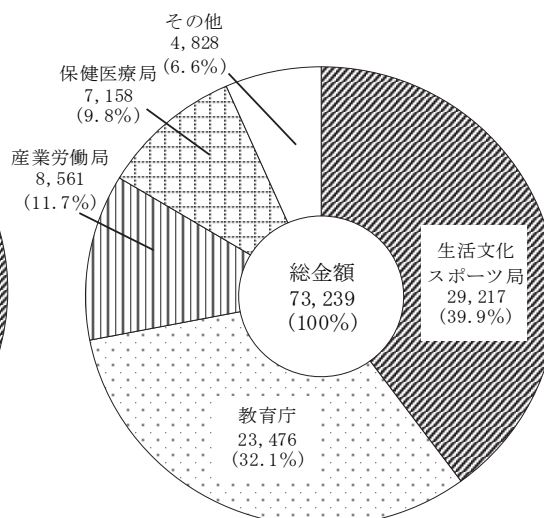
2 工種別工事費支出済額（百万円）



3 局別工事件数（件）



4 局別工事費支出済額（百万円）



第35表 年度別工事執行状況

(単位：件、百万円)

工事別 年度	建築		機械		電気		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	54	29,405	93	8,683	36	4,557	183	42,645
3	53	33,802	80	10,421	33	5,985	166	50,208
4	60	27,063	69	8,488	35	4,520	164	40,071
5	58	24,813	72	13,260	46	7,048	176	45,121
6	52	38,324	68	22,833	50	12,083	170	73,239

(注) 金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

第36表 令和7年度 主要工事施行状況

着工 年度	工事件名	工事概要	工期	金額 (百万円)	局名	工事場所
令和4年度	社会福祉施設建替え促進用仮移転施設(仮称)(4)新築工事	R C造 地上3階 延 5,312㎡ ほか	令7.11	3,817	福祉局	板橋区
	都立中野工業高等学校(4)改築工事	R C造、一部S R C造・S造 地上3階 延 15,169㎡ ほか	令9.1	5,520	教育庁	中野区
令和5年度	東京国際展示場(5)会議棟及び西展示棟改修工事	S造、一部R C造・S R C造 地下1階・地上8階 延 64,337㎡ ほか	令7.12	4,153	産業労働局	江東区
	東京辰巳国際水泳場(5)改修工事	R C造、一部S R C造・S造 地下2階・地上3階 延 22,380㎡	令7.5	1,603	スポーツ推進本部	江東区
	東京国際フォーラム(5)改修工事	S造、一部S R C造・R C造 地下3階・地上11階 延 104,041㎡ ほか	令8.2	5,993	産業労働局	千代田区
	大田合同庁舎(仮称)(5)改築工事その2	S造、一部S R C造 地下1階・地上8階 延 7,519㎡ ほか	令8.7	3,317	主税局	大田区
	都立城南職業能力開発センター大田校(5)改築工事	R C造、一部S造 地上3階 延 8,334㎡ ほか	令8.1	3,861	産業労働局	大田区
	都立桐ヶ丘高等学校(5)改築及び改修工事	R C造 地上4階 延 10,738㎡ ほか	令8.5	5,278	教育庁	北区
	東京都板橋倉庫(仮称)(5)新築工事	S造 地上3階 延 3,119㎡	令7.11	941	総務局	板橋区

着工年度	工事件名	工事概要	工期	金額 (百万円)	局名	工事場所
令和6年度	東京国際展示場(6)東展示棟改修工事	SRC造、一部RC造・S造 地下1階・地上3階 延 105,388㎡	令8.11	3,518	産業労働局	江東区
	都立北多摩地区特別支援学校(仮称)(6)新築工事	RC造、一部S造 地上4階 延 20,868㎡ ほか	令9.2	8,250	教育庁	東大和市
	東京都島しょ保健所小笠原出張所(6)改築工事	RC造 地上2階 延 903㎡ ほか	令8.11	1,420	保健医療局	小笠原村
	都立清瀬特別支援学校(6)改築及び改修工事その2	RC造、一部S造 地上3階 延 17,514㎡ ほか	令9.10	8,000	教育庁	清瀬市
	都立萩山実務学校(6)学校管理棟ほか改築工事その2	RC造 地上2階 延 3,789㎡ ほか	令9.3	2,255	福祉局	東村山市
令和7年度	都立村山特別支援学校(7)改築工事	RC造、一部S造 地上4階 延 17,557㎡ ほか	令10.5	7,363	教育庁	武蔵村山市
	都立白鷗高等学校附属中学校(7)改築工事	RC造、一部S造 地上6階 延 9,848㎡	令10.10	5,814	教育庁	台東区
令和7年度予定	都立矢口特別支援学校(7)第二校舎改築工事その2	RC造、一部S造 地上3階 延 1,662㎡ ほか	令9.5	-	教育庁	大田区
	東京都農林総合研究センター青梅庁舎(7)本館ほか改築工事	S造 地上1階 延 1,717㎡ ほか	令9.5	-	産業労働局	青梅市
	「新たな教育のスタイル」の実施校(仮称)(7)新築工事	RC造、一部S造 地上5階 延 15,601㎡	令10.12	-	教育庁	港区
	都立墨田地区第二特別支援学校(仮称)(7)新築工事その2	RC造、一部S造・SRC造 地上4階 延 17,302㎡ ほか	令11.3	-	教育庁	墨田区
	東京都農林総合研究センター立川庁舎(7)管理棟その他改築工事	W造、一部S造 地上2階 延 2,606㎡	令10.7	-	産業労働局	立川市
	東京都農林総合研究センター立川庁舎(7)調査棟その他改築工事	W造、一部S造 地上2階 延 1,177㎡ ほか	令10.7	-	産業労働局	立川市
	東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所(7)改築工事その2	RC造 地上2階 延 1,737㎡	令10.1	-	産業労働局	八丈島

(注) 1 令和4年度から令和7年度欄については、議会付議した建築工事で、工期が令和7年6月1日以降の工事を記載している。なお、工期及び金額については、契約時点のものである。

2 令和7年度予定は、令和7年第三回定例会以降の議会付議予定の建築工事である。

3 S造：鉄骨造、RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

オ 主要施設10か年維持更新計画

（ア）計画策定の背景

都有施設は、昭和40年代及び平成一桁の時期にその多くが整備され、これらが更新時期を迎えている中、都民サービスに影響を与えないよう、平成21年2月に「主要施設10か年維持更新計画」を策定し、計画的な維持更新を着実に進めてきた。

一方、計画策定から6年が経過し、公共建築物の長寿命化など新たな行政課題に適切に対応するため、平成27年3月に「第二次主要施設10か年維持更新計画」を策定し、更に7年が経過した令和4年3月に省エネ・再エネ設備等の積極的な導入など、環境負荷の低減が一層求められることなどから、「第三次主要施設10か年維持更新計画」を策定した。

（イ）整備対象施設

- ・ おおむね築35年を経過し、延床面積3,000㎡以上の施設
- ・ おおむね築10年を経過し、延床面積10,000㎡以上の施設
- ・ その他、維持更新が特に必要な施設

（ウ）計画を実施していく上での具体的な取組

- ・ 都政の重要課題を反映した維持更新を推進する取組（防災、環境対策等）
- ・ 建築物の長寿命化を推進する取組（目標使用年数65年を目指す。）
- ・ 都有財産の効率的かつ効果的な活用を目指した取組（集約、合同化等）

（エ）計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間

（第Ⅰ期：令4～6、第Ⅱ期：令7～9、第Ⅲ期：令10～13）

（3）技術管理事務

東京都工事施行規程の所管局として、都の工事施行基準等に関する調整業務並びに設計、積算及び施工に係る技術情報の提供業務等を通して都の営繕組織の支援を行っている。

また、国土交通省及びその他省庁との情報交換と併せ、庁内各部局、区市及び各種団体との連絡、調整等を行うなど、都の公共工事の技術情報センターとしての役割を果たしている。

ア 工事関係基準の調整等

東京都工事施行規程に基づき、東京都工事関係基準協議会の事務局として、単価、設計及び施工基準類の全庁調整を行っている。

また、財務局が執行する工事の設計基準、監督基準、委託基準等の策定等を行っている。

イ 東京都工事標準仕様書の策定

東京都工事施行規程に基づき、土木、建築、機械及び電気の標準仕様書の策定等を行っている。

ウ 標準建物予算単価の設定

各局が建物の種類、規模等に応じて適正な予算見積りができるよう、毎年度、標準建物予算単価を定めている。

エ 工事積算標準単価の設定

工事積算標準単価は、工事費を積算するための基礎となるもので、労務費、材料費、機械器具費等から構成されており、主要資材価格は原則として毎月改正を行っている。

なお、東京都で独自調査を行った材料単価及び公共工事設計労務単価により設定した労務単価については、東京都工事設計単価表として公表している。

オ 建築工事等の技術の調査・研究

急速な技術革新に対応できるよう、建築技術の調査・研究及び資料の整備を行っている。

また、各局に対して設計及び工事の技術指導を行っている。

カ 各関係機関との連絡調整等

国（国土交通省、経済産業省等）、道府県、政令指定都市等と建築技術に関する情報交換を行っている。

また、東京都建築協議会、東京都及び特別区、26市建築技術連絡協議会等を通じて、各局及び区市町村と連絡調整を行っている。

キ 耐震改修等及び震災発生後対策

「耐震化整備プログラム」を計画的に進め、令和4年度末に都立建築物の耐震化は完了した。非構造部材の耐震化については、各局に対し特定天井の落下防止対策の技術支援を行っている。

また、震災発生後対策として、応急危険度判定員の養成及び支援組織づくりを進めている。

ク 公共事業及び公共施設のコスト管理

東京都公共施設等コスト管理情報連絡会の事務局として、各局が行っている公共事業及び公共施設のコスト管理に係る情報の共有化や、関係各局への連絡調整等を行っている。

ケ 総合評価方式の実施

総合評価方式は、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し、落札者を決定する入札方式で、価格だけによる競争入札とは異なり、より技術力の高い企業が落札者となることで、品質の向上や企業の技術開発の促進の効果が期待されている。

なお、過去5年間の総合評価方式の実績件数は、第37表のとおりである。

第37表 年度別総合評価方式実績

種別 \ 年度		2	3	4	5	6
総合評価方式	技術提案型	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	技術力評価型	0	0	0	0	0
	技術実績評価型	9	15	10	15	10
	施工能力審査型	4	6	3	3	5

コ プロポーザル方式の実施

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の制定及び公正性・説明責任を求める社会的機運の高まりから、プロポーザル方式を平成18年度から導入した。

プロポーザル方式とは、より良い設計者を適切に選定するため、建築設計を委託する際に、技術力や経験、業務実施体制などを含めた技術提案書の提出を求め、その評価をもって設計者を選ぶ方式である。

過去5年の実績件数は、令和2年度は4件、令和3年度は6件、令和4年度は6件、令和5年度は5件、令和6年度は6件であり、令和7年度は3件を予定している。

サ 検査業務

(ア) 間接検査

建築保全部で執行した建築及び設備工事（解体及び修理を含む。）並びに調査、設計及び監理業務委託について、検査を実施している。

(イ) 電気事業法に基づく自主検査等

建築保全部が施工する工事に係る自家用電気工作物について、使用の開始前に電気事業法（昭和39年法律第170号）及び保安規定に基づき自主検査や使用前自己確認を実施している。

自主検査等では、計画との整合及び法令で定める技術基準への適合を確認している。

また、受電電圧1万V以上の自家用電気工作物に係る工事などでは、自主検査完了後、検査の実施体制等について経済産業大臣による安全管理審査を受けている。

なお、年度別間接検査の実績は、第38表のとおりである。

第38表 年度別間接検査等実績

種 別 \ 年 度		2	3	4	5	6
間 接 検 査	土 木 工 事	- 件	- 件	- 件	- 件	- 件
	建 築 工 事	6	6	7	9	16
	機 械 設 備 工 事	1	-	-	-	-
	電 気 設 備 工 事	4	3	3	1	1
	設 計 委 託	29	33	49	42	41
	各 種 調 査 委 託	3	10	17	22	13
	監 理 業 務 委 託	37	28	36	35	49
	小 計	80	80	112	109	120
	そ の 他					
そ の 他	自 主 検 査	19	20	14	11	22
	小 計	19	20	14	11	22
計		99	100	126	120	142

（注）工事件数には、解体及び修理の件数を含む。

シ その他

（ア）発注支援業務

総合評価方式及びプロポーザル方式の実施に当たり、技術管理課では、技術提案書の審査業務を支援している。

（イ）設計支援業務

平成14年度から、設計の品質を確保するための設計レビューを行っている。過去5年の実績件数は、令和2年度は7件、令和3年度は9件、令和4年度は17件、令和5年度は10件、令和6年度は9件であり、令和7年度は10件を予定している。

（ウ）都有建築物のゼロエミッション化推進

「ゼロエミッション都庁行動計画」及び「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」（令和7年3月策定）に掲げる温室効果ガス削減等に関する意欲的な目標の達成に向け、都有施設の新築・改築等に「省エネ・再エネ東京仕様」（令和5年1月改正）を適用するとともに、同仕様について不断の見直しを行い、都有建築物のゼロエミッション化を目指し取り組んでいる。

(4) 建築物保全事務

ア 建築物保全に係る規程等の整備

建築物の適正な保全を実施するため、東京都建築物等保全規程に係る基準、指針、標準仕様書、標準単価等を各施設の保全業務に適用し、活用している。

イ 建築物保全に係る情報連絡体制の整備

東京都建築物等保全情報連絡協議会（平成10年設置）を運営し、各局の施設管理者に対して建築物の適正な保全に関する情報提供を行っている。

ウ 保全業務支援システムによる計画的な保全業務の支援

計画的な保全には、建物の運用期間中に発生する改修工事内容、エネルギー使用量などの保全履歴を継続的に把握することが必要となる。そのため、平成19年度に保全履歴を管理するシステムを構築し、平成20年度に一部運用を開始した後、平成22年度から本運用を行っている。

エ 保全コールセンターによる施設管理者への支援

平成15年度から、都有建築物の維持管理に対する相談及び施設管理者への技術支援のための保全コールセンターを設置し、①建物管理委託仕様書の作成及び積算に関する相談、②施設の劣化及び設備の故障による緊急時の現場対応、③復旧に必要な修繕並びに工事の設計及び積算に関する技術支援、④企画・計画・立案の資料となる劣化状況等調査及び基本調査の委託に関する技術支援を行っている。

なお、令和6年度の相談件数は、465件である。

オ 保全に関する各種講習会の実施

平成16年の建築基準法（昭和25年法律第201号）改正により、平成17年から都有施設においても建築物及び建築設備の定期点検が義務付けられたことから、各局施設管理者に対し、法令に基づく点検内容について実地講習を行い、円滑かつ確実に点検を行うことができるよう技術的支援を行っている。

また、施設の維持管理に関する技術的知識及び経験の少ない施設管理者を対象として、維持管理の基礎知識と、建物管理委託の発注図書の作成について、講習会を開催している。

(5) 庁舎管理事務

本庁舎の建物及び敷地、飯田橋庁舎（一部）等の管理及び使用許可その他の事務を行っている。

ア 庁舎等の現状

庁舎の概要は、第39表のとおりである。

第39表 庁舎の概要

(7) 本庁舎

(令和7年8月1日現在)

庁 舎 名	所 在	敷地面積	延床面積	高 さ	階 数	人 員
第一本庁舎	新宿区	m ² 14,349.80 (歩道橋を除く。)	m ² 196,755.04	m 243.4	階 地上48 地下 3	人 約8,000
第二本庁舎	〃	14,030.29	139,949.78	163.3	地上34 地下 3	約6,400
都議会議事堂	〃	14,564.03	17,246.63 (44,986.70)	41.1	地上 7 地下 1	約300
計		42,944.12	353,951.45 (381,691.52)			約14,700

(注1) 延床面積の()は、議会局所管分を含む。

(注2) 人員は令和7年4月1日現在である。

(イ) その他の庁舎

(令和7年8月1日現在)

庁 舎 名	所 在	延床面積 (m ²)	備 考
東京都飯田橋庁舎	新宿区	8,090.26	水道局管理の床面積を除く。

イ 総合庁舎の現況

特別区総合庁舎に関する基本方針（昭和35年6月庁議決定）により設置された総合庁舎の管理及び連絡調整を行っている。

総合庁舎の現況は、第40表のとおりである。

第40表 総合庁舎の現況

(令和7年8月1日現在)

庁 舎 名	所在地	建物面積 (m ²)		敷地面積 (m ²)	
		都所有	区所有	都所有	区所有
葛飾区総合庁舎	葛飾区立石 五丁目13番1号	3,296.59	21,695.77	5,564.61	12,886.87

ウ 庁舎調整事務

(ア) 組織改正等に伴う事務室割当及び移転の調整

本庁舎の事務室スペースについては、事務室割当基準に基づき、各局ごとに必要面積を算定し、

割当を行っている。

また、執務室のレイアウトについては、パターンを定め、ゾーニングを含むレイアウト管理を行っている。

本庁舎は、平成3年4月に開庁してから30年余りが経過し、この間の組織の新設、統廃合や職員数の変化等から、各局に割り当てた事務室面積等に不均衡が生じている。そこで、都庁舎改修や組織改正に伴う庁舎内移転の実施に合わせて是正を図るとともに、事務室スペースの効率的な活用を指導している。

（イ）庁舎の有効活用及び調整

新たな事務室スペース需要に対し、組織改正等の際に調整して創出した空きスペースを割り当てるなど、臨機応変に本庁舎の有効活用を図っている。

また、公募選定により第一本庁舎南北展望室に飲食・物販店を、第二本庁舎及び都議会議事堂にコンビニエンスストアを設置するなど、庁舎の有効利用に積極的に取り組んでいる。

エ 庁内管理事務

（ア）庁舎案内及び行催事情報の提供

来庁者に対しては、総合案内センター及び案内コーナーにおいて庁舎案内を行うほか、庁舎見学（団体見学）などの受入れを行っている。

また、総合行事案内表示板による行催事情報及び都政情報の提供を行うほか、総合案内センター及び案内コーナーにおいて多言語対応の充実を図るなど、来庁者の利便を図っている。

（イ）施設利用に関する業務

本庁舎の展望室、都民広場及び駐車場の管理並びに運営を行っているほか、各局の展示情報の場として、都政ギャラリーの管理及び運営を行っている。

また、第一本庁舎及び第二本庁舎における会議室の利用調整等を行っている。

オ 本庁舎の保全管理事務

（ア）保全管理の対象施設

保全管理を行っている施設は、第一本庁舎、第二本庁舎及び都議会議事堂である。

本庁舎の規模・設備一覧は、第41表のとおりである。

なお、飯田橋庁舎の保全管理については、株式会社セントラルプラザに委託している。

（イ）保全管理の内容

保全管理の主な内容は、次のとおりである。

- ・ 建物の改修、修繕等

- ・ 特別高圧電気設備改修及び防災設備改修など継続的な設備の更新改修
- ・ 建物及び構内の清掃、植込地管理、電話交換等
- ・ 電気設備、給水衛生設備、空調設備、昇降機設備、防災設備、電話設備、非常・業務放送設備等の運営、保守、修繕等
- ・ 電気器具の使用承認、間仕切等工事承認

第41表 本庁舎の規模・設備一覧

(令和7年8月1日現在)

庁 舎 名	第一本庁舎	第二本庁舎	都議会議事堂
構 造	2階以上 鉄骨造 1階及び地階 鉄骨鉄筋コン クリート造 地下3階 地上48階 延床面積 196,755.04㎡ 高さ 243.4m	2階以上 鉄骨造 1階及び地階 鉄骨鉄筋コン クリート造 地下3階 地上34階 延床面積 139,949.78㎡ 高さ 163.3m	鉄骨鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造 地下1階 地上7階 延床面積 44,986.70㎡ 高さ 41.1m
電 気 設 備	特別高圧電気設備 66kV 高圧電気設備 非常用発電設備 4,000kVA×2台 契約電力 6,500kW (第二本庁舎及び都議会議事 堂を含む。)	高圧電気設備 非常用発電設備 3,000kVA×1台 契約電力 3,000kW (電力の多元化を図るため、 地域冷暖房センターから受 電)	高圧電気設備 非常用発電設備 750kVA×1台
給 水 衛 生 設 備	給水設備 上水及び中水の2系統 上水受水槽 180㎥ (有効容量) 中水受水槽 460㎥ (有効容量)	給水設備 上水及び中水の2系統 上水受水槽 180㎥ (有効容量) 中水受水槽 500㎥ (有効容量)	給水設備 上水及び中水の2系統 上水受水槽 40㎥ (有効容量) 中水受水槽 40㎥ (有効容量)
空 調 設 備	地域冷暖房センターから冷水 及び蒸気を受給 契約量 冷水 26,697MJ/h 蒸気 8.2ton/h 自己冷熱源 (空冷チリングユニット) 冷房能力 282kW×12台	地域冷暖房センターから冷水 及び蒸気を受給 契約量 冷水 22,852MJ/h 蒸気 6.6ton/h 自己冷熱源 (空冷チリングユニット) 冷房能力 282kW×6台	地域冷暖房センターから冷水及 び蒸気を受給 契約量 冷水 9,337MJ/h 蒸気 4.6ton/h
昇 降 機 設 備	エレベーター 42基 エスカレータ 8基	エレベーター 33基 エスカレータ 4基	エレベーター 8基 エスカレータ 2基
防 災 設 備	自動火災報知設備、屋内消火栓設備、連結送水管設備 スプリンクラー設備、泡消火設備、ハロン消火設備 等		

庁 舎 名	第一本庁舎		第二本庁舎		都議会議事堂	
カードゲート	カードゲート	551台	カードゲート	377台	カードゲート	161台
	電 気 錠	627台	電 気 錠	445台	電 気 錠	202台
	機 械 錠	189台	機 械 錠	114台	機 械 錠	31台
	自 動 ド ア	17台	自 動 ド ア	9台	自 動 ド ア	19台
文書等搬送設備	垂直循環・水平搬送設備搬送重量20kg/トレイ					
都民広場面積	約5,000㎡					
電 話 設 備	交換機（IP-PBX）局線 1,130回線 内線 10,605回線 中継台 16台					
	I P 電話	3,400台	I P 電話	2,041台	I P 電話	104台
	アナログ電話	1,374台	アナログ電話	855台	アナログ電話	332台
非 常 ・ 業 務 放 送 設 備	全館用放送	6,240W、210局	全館用放送	4,680W、150局	全館用放送	1,800W、60局
	スピーカ	2,628個	スピーカ	1,620個	スピーカ	834個

カ 都庁舎の設備更新等についての取組

都庁舎は、平成3年4月に開庁し、運転状況や部品類の耐用年数等から、設備機器の本格的な更新時期を迎えたことから、庁舎機能の維持や安全確保のため、平成21年2月に策定した「都庁舎の設備更新等に関する方針」に基づき、計画的な設備更新への取組を進めてきた。

また、東日本大震災後、都民の防災意識の高まりの中で、災害時には、防災拠点としての機能を担う都庁舎の重要性が改めて広く都民に認識された状況を踏まえ、東日本大震災から得た経験や教訓を基に、電力調達方法の見直しや長周期地震動対策などにも対応した新たな設備等の整備・拡充することとし、令和6年度をもって完了した。

引き続き、都庁舎が安全安心で快適に、長期間利用し続けられるよう、将来の機能更新に向けた準備を進めていく。

キ 都庁周辺の空間再編計画についての取組

令和5年3月に策定された「西新宿地区再整備方針」では、都庁周辺について、人やまちの交流を促進する新たなシティホールへ再編していくこととしている。「都庁周辺の空間再編計画」は、都庁周辺を再整備するための基本計画であり、西新宿地区全体の空間再編の取組を先導し、周辺街区へ波及することを期待して令和6年3月に策定された。

本計画は、整備効果の早期発現に向け、4号街路沿い及び都民広場の再編整備を優先的に実施するとともに、ふれあいモール及び11号街路下についても順次検討を深度化し、整備していくこととしている。

令和6年度には都民広場への芝生の先行整備を実施し、引き続き4号街路から都民広場への回

遊性の向上、人やまちの交流促進につながる西新宿テラス機能の早期実装に向け、4号街路沿い及び都民広場の再編整備を実施していく。

ク 都民広場の賑わい創出に向けた取組

令和6年3月に策定した「都庁周辺の空間再編計画」では、都民広場の在り方として、日々、都民が憩える場、また、都民が集まり、イベントなどで楽しめる場とすることとしている。

本計画に基づき、令和6年度は、都民広場に椅子やテーブルを設置するなど、憩いの空間を演出するとともに、多くの観光客が訪れる展望室で都庁フォトスポットや都庁舎動画をPRし、都民広場等への人の流れを創出するなどの取組を進めている。

これらの取組に加えて、都民広場のステージを気軽にスポーツも楽しめる場としていくなど、更なる賑わい創出を進めていく。

財務局事業概要

登録番号(7)7

令和7年版

令和7年8月発行

編集・発行 東京都財務局経理部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 (03)5388-2612

印刷 株式会社 まこと印刷
東京都港区白金台二丁目11番5号
電話 (03)6230-9590

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



HTT

電力を

へらす

つくる

ためる

Tokyo.Tokyo